

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	早野博文君	企画調整課長	栗本純治君
税務課長	中村桂君	健康福祉課長	片岡兼男君
住民課長	竹中敏明君	建設課長	澤島精次君
産業課長	高橋伸行君	上下水道課長	高木一幸君
会計管理者兼 会計課長	中島健司君	消防主任	高木誠君
教育長	渡辺眞悟君	学校教育課長	桐山浩治君
生涯学習課長	多和田敦君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚康孝	書記	渡部善充
書記	木村貴江		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第27号 平成28年度垂井町一般会計予算

議第28号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第29号 平成28年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第30号 平成28年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第31号 平成28年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

- 議第32号 平成28年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
- 議第33号 平成28年度垂井町介護保険特別会計予算
- 議第34号 平成28年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
- 議第35号 平成28年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第36号 平成28年度垂井町水道事業会計予算
- 日程第3 議第1号 専決処分の承認について
- 日程第4 議第2号 専決処分の承認について
- 日程第5 議第3号 垂井町行政不服審査法施行条例の制定について
- 議第4号 垂井町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 議第5号 垂井町情報公開条例の一部改正について
- 議第6号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について
- 議第7号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例及び垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 議第8号 垂井町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 議第9号 垂井町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- 議第10号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議第12号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
- 議第16号 垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議第17号 垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正について
- 議第18号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第19号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第20号 垂井町企業立地促進条例の一部改正について
- 議第21号 垂井町町営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 議第22号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 議第23号 大垣地域公平委員会の共同設置に関する規約の変更に関する協議について
- 議第24号 町道路線の認定について

- 議第26号 指定管理者の指定について
- 日程第6 議第13号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議第14号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議第15号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議第25号 土地の取得について
- 日程第10 議第37号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議第38号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議第39号 平成27年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第40号 平成27年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議第41号 平成27年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議第42号 平成27年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時01分 開会

○議長（丹羽豊次君） これより平成28年第1回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から18日までの17日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、11番 富田栄次君、12番 栗田利朗君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（丹羽豊次君） 日程第1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情が1件、検査結果の報告が3件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第27号 平成28年度垂井町一般会計予算

議第28号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第29号 平成28年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第30号 平成28年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第31号 平成28年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

議第32号 平成28年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第33号 平成28年度垂井町介護保険特別会計予算

議第34号 平成28年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算

議第35号 平成28年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第36号 平成28年度垂井町水道事業会計予算

○議長（丹羽豊次君） 日程第2、議第27号 平成28年度垂井町一般会計予算から議第36号 平成28年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） おはようございます。

平成28年第1回垂井町議会定例会の開会に当たり、町政運営に関する私の所信、並びに平成28年度予算の概要及び主要施策について申し述べ、町議会、並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年4月の垂井町長選挙で当選を果たし、4期目の任期がスタートして、はや1年が経過しようとしております。町民の皆様の負託に応えるべく、平成15年の町長就任以来掲げております「思いやりの心」を町政の根幹に据え、効率的で効果的な行政経営と良質なまちづくりに全力で取り組んでまいりました。この間、町議会議員各位を初め、町民の皆様の温かい御理解と御協力をいただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

さて、我が国は、長期にわたるデフレ経済からの脱却まであと一息のところまで来ており、総じて緩やかな回復基調を維持しておりますが、個人消費の弱さや、新興国を中心とする海外経済の不透明感など、先行きの不安材料も見受けられるところであります。

こうした中、第3次安倍改造内閣は、新たな3本の矢、「希望を生み出す強い経済」「夢を紡ぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」を放ち、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向けた取り組みが進められております。

地方創生元年と位置づけられた平成27年は、将来的な人口減少と地域経済縮小の克服を目的として、全国の自治体が地方版総合戦略の策定に着手いたしました。

本町におきましても、2000年をピークに人口は減少局面に入っており、今後も減少していくことが予測され、人口の将来展望を踏まえて、垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略を昨年策定したところであります。今後は、この総合戦略に基づき、将来にわたり持続可能な人口を維持し、活力あふれるまちづくりを進めるため、具体的な施策に取り組むこととなります。

私は、一億総活躍社会を実現するためには、地方創生の推進こそがその原動力になると考えております。しかしながら、地方創生への対応は個々の自治体や一地方だけでは限界がありますことから、私自身、現在、岐阜県町村会の会長としても、地方創生の支援等につきまして国へ強く働きかけてまいる所存でございます。

さて、本町の総合戦略における基本目標の中でも、とりわけ雇用の創出、人の流れの創出の分野につきましては、本町の強みを生かした積極的な施策の展開が必要であります。産業振興、雇用の創出は、地域経済の活力の源です。栗原地区圃場整備事業に伴う工場用地の整備を進めるとともに、離山周辺の工場用地を整備すること等により、工業用地を確保し、安定した雇用の創出を図ります。

現在、計画が進められております名神高速道路養老サービスエリア・スマートインターチェンジへのアクセスのよさなど、良好な立地条件と企業立地促進条例に基づく奨励金の活用などをアピールし、企業誘致活動をより強化してまいります。

また、本町には、町ゆかりの武将 竹中半兵衛重治公、垂井宿、南宮大社など、歴史的な資

源が数多くありますが、残念ながら全国的に見て町の認知度は十分ではありません。

一方、県におきましては、古田知事のもと、清流の国ぎふ創生に向け、移住・定住促進や観光振興によって人を呼び込むことに重点を置いた当初予算案が発表されました。関ヶ原合戦を通して、関ヶ原ブランドのブラッシュアップの取り組みが進められる中、周辺自治体が一体となって観光客を広域で受け入れられる体制を整えるとともに、我が町の観光資源を磨き上げ、これを積極的に発信することにより、本町の認知度を高め、新たな人の流れを創出したいと考えております。

さらに、子育て・福祉の分野につきましては、2030年までに本町の合計特殊出生率を1.8まで上昇させることを目標に、結婚・出産・子育て環境や教育環境の充実を図ります。

昨年行いました町民アンケートにおいても、住民が定住に当たって求める施策として、子育て支援を上げる回答が多数を占めました。子育て環境を整えるために、現在、幼保一元化を推進しておりますが、垂井こども園、仮称でございますが、開設に向けて、着実に歩みを進めてまいります。

これらの地方創生に資する取り組みを軸とし、第5次総合計画の推進に当たりましては、しっかりと現状を分析し、最終年度となる平成29年度に向けて確かな実績を積み上げてまいりたいと考えております。

一方、昨年も国内外では多くの災害が発生しております。本町においては幸い人命にかかわる大きな災害は発生しておりませんが、今後も町民の皆様の生命と財産を守るため、安全・安心な地域づくりを進めてまいります。

この観点から、災害時に防災拠点となるべき役場庁舎においては耐震面に懸念のあることから、一昨年来、庁舎のあり方検討委員会においても議論を進めていただいております。先月、委員会からの最終答申もいただき、町としての庁舎の基本構想を策定したところであります。

新庁舎は、防災拠点の機能のほかにも多くの役割を担う新しい町のシンボルとなるものであり、この建設事業に積極的に取り組んでまいります。また、庁舎以外にも公共施設の老朽化対策が喫緊の課題となっておりますことから、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化等について、計画性とスピード感を持って、事業を推進してまいりたいと考えます。

それでは、平成28年度予算につきまして御説明をさせていただきます。

平成28年度の各会計の予算額につきましては、一般会計85億8,000万円、国民健康保険特別会計35億5,000万円、簡易水道特別会計4,670万円、公共下水道事業特別会計13億2,700万円、農業集落排水事業特別会計3,100万円、不破郡介護認定審査会特別会計1,231万円、介護保険特別会計23億950万円、不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計107万円、後期高齢者医療特別会計3億2,700万円、水道事業会計11億1,763万7,000円、合計173億221万7,000円とするものであります。

一般会計規模は、平成27年度と比較して3,000万円の増額、0.4%の増となります。歳入予算につきましては、税制改正によって、軽自動車税とたばこ税については若干の伸びが期待でき

るものの、一方で、法人住民税については税率改定による減収が予想されるため、町税全体といたしましては、平成27年度当初比0.4%減の35億7,528万5,000円とし、うち町民税は1.8%減の15億1,375万9,000円を見込みました。その他、国・県支出金、財政調整基金などの取り崩し、町債の発行により、収支の均衡を図った次第であります。

予算編成に当たりましては、平成29年度に目標年度を迎える第5次総合計画に重点を置くとともに、協働のまちづくりの推進を意識しました。

また、町の将来の発展に向け、緊急性や優先度を考慮しつつ、限られた財源を有効活用するために、経常的経費の抑制に努め、庁舎建設、幼保一元化、その他老朽化施設への対策など、今後予想される大型事業を見据えながら、各種事務事業の予算を編成いたしました。

それでは、予算の概要につきまして、第5次総合計画の体系に沿って重要施策を御説明申し上げます。

重要施策の第1は、「安全・安心のまちづくり」であります。

犯罪や災害発生時に迅速な対応ができるような防犯体制、防災体制の構築に取り組んでまいります。

交通安全につきましては、引き続き交通指導員を配置し、交通弱者と言われる子供やお年寄りを中心とした交通安全啓発活動などを進め、交通安全意識の向上、交通ルール遵守の促進を図ってまいります。また、交通安全団体等との連携強化に努めるとともに、交通安全施設の整備を進め、交通事故防止に向けた環境整備にも取り組んでまいります。

防犯につきましては、子供やお年寄りを対象とした犯罪が全国的に増加傾向にあることを踏まえ、警察、行政、学校及び地域の見守り隊との連携を密にし、情報共有を図りながら犯罪防止に取り組んでまいります。また、公衆街路灯のLED化や防犯カメラの適正な管理など、防犯施設の整備にも努めてまいります。

消防・防災につきましては、近年、東日本大震災のみならず、全国的に地震、集中豪雨、台風など、さまざまな災害が発生しています。町では、災害備蓄用品などの整備を進めるとともに、地域防災計画に基づき防災体制の向上に努めてまいります。なお、職員に対しては防災意識の啓発及び訓練を行ってまいります。

防災設備の充実といたしましては、災害情報対策として、新年度において、県では県防災情報通信システム整備業務が進められるところではありますが、町におきましても、引き続き防災行政無線の整備及び防災行政無線メール配信、緊急エリアメール、テレホンサービスを実施してまいります。あわせて、自主防災組織に係ります防災資機材購入の助成についても引き続き実施をしてまいります。

また、防災体制の根幹をなす消防力の強化につきましては、消防体制の充実といたしまして、消防団員の資質向上に努めるとともに、消防設備の整備といたしましては、防火貯水槽等の整備や表佐分団車庫の建設工事などを進めてまいります。

重要施策の第2は、「教育・生涯学習・文化のまちづくり」であります。

ふるさと垂井に愛着が持てる教育を行うとともに、誰もが気軽に学習やスポーツに取り組み、楽しく暮らしていけるような機会や場の提供に努めてまいります。

学校教育では、子供たちに学ぶ意欲と確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力、社会性や集団性を育むための教育を推進してまいります。

まず、特色ある学校教育の推進といたしまして、地域との触れ合いや学力向上を目的に土曜日授業の実施を本格的に進めてまいります。また、国際化社会への対応といたしまして、小学校には英語講師、中学校には英語指導助手を配置し、英語教育の推進を図ってまいります。一方、外国人の児童・生徒については、日本語の理解を深め、充実した日常生活を送ることができるよう、日本語適応講師を配置してまいります。また、個別支援の重要性から、専門的知識や技能を持った個別教育支援講師を配置するとともに、特別支援教育に係る指導助言を行う特別支援教育指導員につきましても配置をしてまいります。あわせて、幼稚園教育が円滑に展開されるよう、幼児教育指導員につきましても配置をしてまいります。

さらに、新年度における新たな事業といたしまして、体験学習等を通じて、集団学習への適応力向上に向けた指導等を行うための適応指導教室を開設し、指導員を配置してまいります。その他、子供や保護者に対する相談・支援や担当教諭等への指導助言などを目的にスクールアドバイザーを配置し、カウンセリングの充実も図ってまいります。

教育環境の整備といたしましては、校内LANの整備や学校備品の充実を図ります。

また、小学校体育館床改修工事など学校施設の整備を進めるとともに、学校給食センターの設備等の改善につきましても引き続き行ってまいります。

青少年育成につきましては、近年、地域社会の人間関係が希薄化し、地域での触れ合いなどが不足していることを踏まえ、地域子ども教室推進事業や、子ども会活動などの青少年活動支援事業などを通じて、青少年の活動支援や活動環境の整備に取り組んでまいります。

生涯学習につきましては、生涯において学ぶ機会を得て、生きがいを見つけ、楽しく暮らしていけるよう、図書館資料の充実などの社会教育事業、青少年芸術鑑賞会や町展などの芸術文化活動事業を進めてまいります。

さらに、各地区まちづくり協議会と連携しながら、利用しやすい施設整備に引き続き努めるとともに、文化会館空調設備改修事業を進めるなど、社会教育施設の整備にも取り組んでまいります。

また、偏見や差別のない社会を目指し、人権意識の高揚、男女共同参画社会の推進にも努めてまいります。

多文化共生社会の推進といたしましては、外国人来庁者の行政手続の一助となることを目的に、引き続きポルトガル語通訳窓口を設置いたします。

また、異文化への理解、語学力や国際感覚を身につけることを目的に、引き続き中学生カナダ・カルガリー市派遣交流事業を行ってまいります。

生涯スポーツでは、スポーツ活動の推進といたしまして、体育協会などの関係団体等と連携

を図るとともに、ウォーキング大会、三木市とのスポーツ交流、菩提山・南宮山乗っ取りウォークなど、気軽にスポーツに親しみ、体力づくりができるような環境づくりに努めてまいります。また、朝倉運動公園の町民体育館及び町民プールを初めとしたスポーツ施設の整備についても進めてまいります。

文化の振興につきましては、地域に愛着と誇りを持てる伝統文化の継承を図るため、文化財の保存整備と継承活動を支援してまいります。新年度は、重要文化財真禅院保存修理事業、垂井祭り曳軸攀鱗閣修理修復事業及び軸蔵修理事業、栗原連理のサカキ保護事業などの補助事業のほか、引き続き美濃国府跡整備計画策定業務につきましても進めてまいります。

重要施策の第3は、「子育て・健康・福祉のまちづくり」であります。

安心して子供を産み育てられるよう、子育て支援の充実に努めるとともに、誰もが健康で生きがいを持って安心して生活できる環境を整備してまいります。子育てでは、安心して子育てができる環境整備を進めてまいります。

まず、働く親の支援や子育て環境の整備といたしましては、子育てサポート事業、子育て支援センター事業、一時保育の実施、留守家庭児童教室の運営などを実施しているところですが、留守家庭児童教室につきましては、新年度から入室資格を拡大するとともに、夏休み期間のみの受け入れ体制を整えることにより、サービスの向上を図ってまいります。その他、児童手当支給事業、不妊治療費の助成なども進めてまいります。

保育園耐震化・大規模改修事業といたしましては、表佐保育園園舎耐震補強工事を実施いたしますとともに、その他の保育園につきましても、耐震補強実施設計業務や耐震補強計画策定業務を進めてまいります。

さらに、幼保一元化の推進といたしましては、引き続き垂井こども園（仮称）の建設・開園に向け、設計業務等の準備を進めてまいります。

健康・医療では、誰もが健康に暮らし、適切な医療を受けることができるよう、医療機関と連携して地域医療体制の充実を進めてまいります。また、健康相談・健康教室の開催などを通じて、健康づくりの推進に取り組みますとともに、予防接種や各種がん検診の実施など、疾病予防対策の推進にも取り組んでまいります。

あわせて、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦健康診査費の助成や乳幼児健康診査の実施なども進めております。

なお、人間ドックの委託料につきましては、対象者数をふやすなど、一部方法を見直し、拡充して進めてまいります。その他、福祉医療費の助成事業も引き続き行ってまいります。

国民健康保険につきましては、医療費が増加傾向にある中で健全財政を堅持していくため、特定健康診査及び特定保健指導の実施など、医療費の削減に効果的な保健事業の推進に努めてまいります。これに関連し、後期高齢者医療につきましても、ぎふ・すこやか健診の実施など、同様の取り組みに努めてまいります。

高齢福祉につきましては、高齢者が生きがいを持って安心して生活することができる環境の

整備に努めてまいります。高齢化が進み、介護や支援を必要とする高齢者や認知症高齢者が増加しています。必要な人に必要な支援が届くよう計画的に取り組んでまいりたいと思います。

また、老人クラブやシルバー人材センターへの支援などを行い、生きがい対策の推進を図るとともに、住みなれた地域で生活ができるよう、在宅介護支援センターや地域包括支援センターの運営の充実などを進め、在宅支援の充実に努めてまいります。

介護保険につきましては、国により大幅な制度改正がなされたところではありますが、第6期介護保険事業計画に基づき介護保険事業の充実を図ってまいります。また、健全財政を堅持するため、介護予防事業などを通じて、高齢者の健康維持や体力づくりを進めるなど、保険給付費の抑制に努めてまいります。

障がい福祉につきましては、障がい者が自立し、地域住民とともに社会の一員として生活することができる環境の整備に努めてまいります。

地域活動支援センターけやきの家事業を通じて活動や交流の場を提供するとともに、児童発達支援事業の充実といたしまして、就学前児童の成長を支援するため、いずみの園の施設整備を行ってまいります。また、障がい福祉サービス費等給付事業などによる就労支援や在宅支援の充実につきましても進めてまいります。

地域福祉につきましては、地域で支え合い、誰もが安心して生活できるよう、福祉に対する意識の高揚に努め、支え合いの環境づくりを推進します。住民が主体的に地域社会の課題にかかわり、行政、社会福祉協議会、ボランティア団体、民生委員などと協働しながら、福祉コミュニティの構築に努めてまいります。また、道路、公共施設などにおけるバリアフリー化を引き続き推進してまいります。

重要施策の第4は、「地域環境のまちづくり」であります。

恵まれた自然環境を保全するため、環境に配慮した施策を行います。また、ごみの減量化やリサイクルを推進し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。

自然環境につきましては、垂井町の豊かな自然を継承していくための取り組みに努めてまいります。

また、環境衛生につきましては、環境に配慮した意識の定着と、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指してまいります。

ごみの減量化の推進といたしましては、環境学習会の開催、あるいは資源分別回収事業や環境美化デーを初めとした地域ぐるみによる環境保全の取り組みなどを通じて、環境に対する住民の意識の高揚を図り、環境に優しいライフスタイルへの転換を図ります。

また、エコパーク施設の適正な運営により、3R、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の3Rの取り組みを進め、循環型社会の構築を目指してまいります。さらに、新年度におきましては、粗大ごみの適正な処理に向け、収集方法の見直しなどを行います。

生活環境の向上といたしましては、下水道事業認可区域外における合併浄化槽設置補助事業

を引き続き実施してまいります。

衛生施設の整備といたしましては、引き続きクリーンセンター施設の延命化に向けた補修工事、斎場施設の補修工事などを進めてまいります。その他、不法投棄の防止、環境汚染の未然防止などにも努めてまいります。

重要施策の第5は、「産業・交流」であります。

住民や関係機関と連携を図りながら、恵まれた自然環境や歴史資源を有効に活用し、魅力ある産業の振興を推進してまいります。

また、戦国時代、「美濃を制す者は天下を制す」と言われるほど、昔からこのあたりは東西交通の要衝、交流の場でありました。当町では、こういった地の利を生かした魅力ある環境のもと、企業誘致を行い、誰もが安心して働くことができる環境を整備してまいります。

農業につきましては、集落営農の確立により、地域ぐるみで農地が守られ、良質な農林畜産物を提供し、町内で消費されていく環境の整備に努めてまいります。

担い手の育成といたしましては、農業者の高齢化が進む中で担い手の育成を図るため、安定した収益性の高い農業を目指し、機構集積協力金交付事業による協力金の交付や高性能農業機械導入等補助事業による費用助成などを進めてまいります。

農業の基盤づくりといたしましては、野生鳥獣による農作物等への被害の防止・低減に向け、引き続き有害鳥獣被害対策事業に取り組んでまいります。あわせて、中山間地域等直接支払事業や元気な農業産地構造改革支援事業などによる支援・補助を行ってまいります。経営体育成基盤整備事業といたしましては、引き続き栗原地区圃場整備事業を進めてまいります。

林業につきましては、団地間伐や作業道の開設を支援することなどにより、造林事業を促進し、森林が持つ多面的機能の発揮を目指してまいります。

観光につきましては、住民と行政が一体となって観光に取り組むことを念頭に、関係機関との連携強化を図っていきます。そのため、観光協会への助成、特産品のPR及び町外イベント出展への助成などにより、観光推進体制の充実や観光情報の発信強化を図ってまいります。

観光資源の整備といたしましては、平成27年度に実施いたしました観光資源ブラッシュアップ事業を踏まえ、観光協会を初め、関係諸団体と連携し、垂井町観光基本計画を策定いたします。この計画により、長期的視点に立った観光振興を図るとともに、より多くの観光客を呼び込むための方向性を検証してまいります。

また、例年、春には相川沿いの桜が満開に咲き誇り、またたくさんのこいのぼりが泳ぎます。この時期に限らず、町内・町外を問わず、多くの方に相川、あるいは垂井町にお越しいただくことができるよう、大型車両も駐車可能な観光駐車場を整備し、利便性の向上に努めてまいります。

交流事業の促進といたしましては、イベントによる活性化を図るため、引き続きふれあい垂井ピアを開催してまいります。

工業につきましては、企業が進出しやすい基盤整備といたしまして、引き続き離山周辺の開

発事業に取り組んでまいります。また、栗原地区の企業進出につきましては、栗原地区圃場整備事業とあわせて、周辺道路等の整備を進めてまいります。

企業の育成といたしましては、企業立地の促進と町内企業の育成を図るため、引き続き工場等設置奨励金などの支援に取り組んでまいります。

商業につきましては、にぎわいのある商業の展開を目指し、商工会と連携して、魅力と活力ある店舗づくりを推進いたします。そのため、新年度におきましても、プレミアム商品券発行事業補助金を初めとした商工会事業への支援を行ってまいります。あわせて、住宅リフォーム助成につきましても引き続き行ってまいります。

勤労者につきましては、安心して健康的に働くことができる環境の整備が求められております。勤労者、離職者支援事業や雇用促進奨励事業など、離職された勤労者への支援、雇用の安定、再雇用の促進を図る事業に取り組んでまいります。

重要施策の第6は、「都市基盤」であります。

安全で快適な住環境の提供に向け、道路や公園、上・下水道など都市基盤の整備を進めてまいります。

道路につきましては、住民と行政が連携して安全な道路の確保を図るとともに、土地利用の方針に基づき、便利さとゆとりのある道路環境の整備に努めてまいります。

道路交通網の整備といたしましては、新年度におきまして、道路改良11事業、路側改良4事業、舗装改良1事業を実施してまいります。この中で、道路改良においては、新桜橋歩道橋下部工の整備工事など、歩行空間の整備につきましても進めてまいるところでございます。また、町の発展に大きく寄与すると考えられる養老サービスエリア・スマートインターチェンジの開設につきましては、引き続き地区協議会を通じて積極的にかかわってまいります。

河川・治水につきましては、総合的な治水対策により、災害に強いまちづくりを目指して、関係機関に働きかけ、危険箇所を整備して、地域の特性を生かした自然に優しい河川の整備に努めてまいります。

公園につきましては、誰もが楽しみながら健康増進を図ることができるよう、利用しやすい公園の整備を進めてまいります。特に相川児童公園につきましては、現在、公園敷地の一部が県有地になっていることから、新年度では県から公園敷地を購入し、平成24年度に開催したワークショップにおいて皆さんからいただいた意見を取り入れながら、利用者の声を生かした公園づくりに向け、順次改修工事を進めてまいります。

市街地形成につきましては、誰もが住みたくなる住環境を目指し、安心して住むことができる環境を整備してまいります。

公営住宅の整備といたしましては、健全な住環境を供給するため、維持・修繕を行い、健康的で文化的な公営住宅の整備を進めてまいります。

計画的な土地利用の推進といたしましては、社会資本整備総合交付金を活用し、住むことに誇りが持てる、にぎわいと憩いのあるまちづくりを目指してまいります。

上・下水道につきましては、上水道等により安全で安定した水を供給し、下水道により快適な生活環境を整備することに努めてまいります。

まず、上水道の整備といたしましては、引き続き相川左岸地域施設改良事業を進めてまいります。特に、新年度においては、第1水源地更新工事などに取り組んでまいります。下水道事業の推進といたしましては、公共下水道認可区域内の管網整備を進めてまいります。また、簡易水道施設、農業集落排水処理施設及び浄化センターの適正な維持管理に努めてまいりますとともに、浄化センターにつきましては、水処理棟の増設実施設計業務を進めてまいります。

公共交通につきましては、利用しやすい公共交通機関の確保に向けて、JR東海を初め、関係機関に働きかけ、利用者の利便性の向上に努めてまいります。また、利用しやすい駅を目指し、新年度におきましては、駅周辺施設の整備といたしまして、垂井駅南駐輪場の屋根建設工事を進めてまいります。

バス輸送の充実といたしましては、巡回バスにつきまして、公共交通計画に基づき、平成27年10月からバスの台数をふやし、新たなルート、ダイヤ等による運行を開始したところであります。今後も住民の身近な交通手段として、より一層のサービス向上を目指してまいります。

重要施策の第7は、「協働」であります。

地域活動を活発にし、多様な形態による住民参画の機会を設け、住民、NPO、事業者などと行政との協働を推進してまいります。また、積極的に広報広聴活動を行い、住民と行政がお互いに情報を共有できる仕組みを整備してまいります。

地域活動につきましては、地域が活発なコミュニティー活動を展開できるよう、活動の支援や環境整備に努めてまいります。地域の特性を生かした活動の支援といたしましては、円滑な自治会運営を促進するため、自治会活動に対する助成を行ってまいります。また、地域活動環境の整備といたしましては、西駒引集会所の改修工事など、集会所等改修事業を進めてまいります。

住民参画につきましては、自主自立した協働のまちづくりの実現に向けて、地区まちづくり協議会が設置され、住民主体によるさらなるまちづくりに向けた取り組みが進められているところであります。

現在、垂井地区と府中地区では、従来の地区公民館を地区まちづくりセンターとし、地区まちづくり協議会の自主性を尊重しながら、地域のニーズに応じた活動拠点施設として運営がなされているところでありますが、新年度では、新たに栗原地区においても合原公民館が栗原地区まちづくりセンターに転換され、運営がなされてまいります。

町といたしましては、このような地区まちづくり協議会への支援といたしまして、まちづくり協議会交付金などを措置してまいります。

また、新たな事業といたしまして、地域の多様な課題について提案を募集し、提案された協議会や団体及び町が協働で解決に向けて取り組むことを趣旨とした提案型協働事業を展開してまいります。

協働につきましては、住民がまちづくりの主権者であるというまちづくり基本条例の基本理念に基づき、住民が参画できる仕組みを推進し、引き続き協働のまちの実現に向けて取り組んでまいりますので、よろしく願いをいたします。

広報・情報公開・広聴では、住民と行政が情報を共有することの重要性を認識し、その仕組みづくりの整備に努めてまいります。

情報提供の充実といたしまして、現在、町から住民の皆さんへの主な情報提供の手段といたしましては、まず「広報たるい」、それから町ホームページが代表的なものとして上げられます。昨年10月、町内の1,000人の方を対象に広報に関する町民アンケートを実施し、394名の方から回答をいただきました。

この集計結果によりますと、「広報たるいで必要な情報は得られていますか」という質問に対し、76.6%の方が「必要な情報は得られている」と回答されました。一方、町ホームページについては、「必要な情報を入手することができた」と回答された方は45.6%でありました。このほか、「広報たるい」の読みやすさや、さらに工夫が必要と感じるところなど、このアンケートを通じて、多くの方々から貴重な御意見をいただいたところでございます。これらの意見を参考とし、さらに親しまれる広報紙の発行やホームページの充実にも努めてまいります。よろしく願いいたします。

また、広聴機能の充実といたしましては、パブリックコメント、ワークショップなどの手法を引き続き活用してまいります。

重要施策の第8は、「行財政運営」であります。

複雑化、多様化する住民ニーズに対応するため、柔軟な行政運営、効率的な財政運営に取り組んでまいります。

行政運営につきましては、社会情勢やニーズの変化に柔軟に対応し、住民の視点に立った成果重視の行政への転換を図るため、総合計画を基軸としたPDCAサイクル、評価システムの運用に努めるとともに、第5次行財政改革大綱に基づき、量、質、協働の推進の視点から行財政改革に取り組んでまいります。

行政サービスの充実及び情報化の推進といたしましては、社会保障・税番号制度につきまして、昨年10月から個人番号の通知等が開始され、本年1月から利用開始となりました。新年度では、引き続き個人番号カードの交付を推進するとともに、関係機関との情報連携等の対応に向けたシステム改修業務などを進めてまいります。あわせて、戸籍システム及び住基ネットワークシステムの充実、広域行政窓口サービスの実施などにも取り組んでまいります。

次に、役場庁舎建てかえ等事業といたしましては、平成26年度に垂井町庁舎のあり方検討委員会を立ち上げて以来、今日まで8回にわたり議論が行われ、その結果、文化会館南側付近、ショッピングプラザ・アミ付近を移転候補地とする旨の答申を受け、町として基本構想を策定したところであります。新年度におきましては、新庁舎基本計画策定業務や庁舎移転候補地測量・調査設計業務などに着手するとともに、現庁舎の跡地利用も含めた検討も進めてまいりま

す。

また、町全域の土地価格の均衡を図り、公平・公正な土地評価を実現することを目的とした標準宅地鑑定業務、家屋評価事務取扱要領作成業務にも取り組んでまいります。

その他、職員の育成といたしまして、職員研修の実施も進めてまいります。

財政運営につきましては、限られた財源の中で最少の経費で最大の効果が得られるよう、緊急性や優先度を考慮しつつ、真に必要な施策・事業に対して重点的に財源を配分するなど、計画的・効率的な財政運営の推進を図ってまいります。主な取り組みといたしましては、公共施設等総合管理計画を策定するとともに、地方公会計改革に伴う財務書類の整備として、統一的な基準による地方公会計への移行に向けた対応準備を進めてまいります。また、土地開発基金で保有している土地の一部について、一般会計への買い戻しなども行ってまいります。

財政運営につきましては、公平で適正な負担により財源の確保を図りながら、健全で持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

最後に、「第5次総合計画の体系に基づかない事業」についてであります。

まず、現在の第5次総合計画及び本年度策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、これからの町のまちづくり基本構想及び計画の策定として、第6次総合計画策定業務を進めてまいります。

また、空き家等の活用の促進及び施策の推進を目的に、空き家等実態調査業務を進めてまいります。

その他、低所得者を対象に給付金を支給いたします臨時福祉給付金給付事業や年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業についても実施してまいります。

以上、平成28年度の町政運営について、所信の一端及び予算の概要を述べさせていただきました。

人口構造や社会情勢の変化により、本町が抱える課題は複雑化・多様化するとともに、山積みしております。このような課題に対応していくためには、これまで以上に強い信念を持って町政運営に当たらなければならないと考えております。

私は、町政運営の基本姿勢として、住民の目線に立った、住民主体の協働のまちづくりを一貫してまいりました。多くの住民の皆様当事者としてまちづくりに参画していただき、一人一人の知恵を出し合っていただくことが、時代の変化に柔軟かつ的確に対応していくためには不可欠であると思います。

垂井町は今、活発な企業活動や広域連携、観光による外部からの力が強くあらわれ始めてきたと感じております。しかし、町のさらなる発展のためには、これらに加え、うちなる力、つまり住民の皆様一人一人の力がどう発揮されてくるのかも大切になってくると思います。外から注がれる力と、うちから応える力をうまくかみ合わせ、お互いの力を十分に生かしながら、今後とも皆様とともに、「やさしさと活気あふれる快適環境都市」の実現に向けて邁進してまいりたいと考えております。どうぞ住民の皆様、並びに議員各位の大いなる御支援と御協力を

賜りますよう心からお願いを申し上げまして、私の施政方針といたします。

なお、議第27号から第36号までの平成28年度予算の細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分なる御審議の上、御賛同賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。御清聴ありがとうございました。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 補足説明の前に、一言おわびを申し上げます。

本日提出いたします議第15号の議案でございますが、一部字句の誤りがございました。

したがいまして、本日、お手元に正誤表を配付させていただいておりますので、ここに訂正方おわびを申し上げる次第でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいま上程されております議案のうち、平成28年度に係ります予算の関係から、私どものほうから、議第27号 平成28年度垂井町一般会計予算について補足説明をさせていただきます。

あわせて、お配りしてございます垂井町予算資料、並びに予算資料事業概要につきましてもお目通しをいただければと思います。

それでは、議案の表紙を開いていただきまして、1ページでございます。

平成28年度垂井町一般会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

まず第1条は歳入歳出予算についてでございますが、第1項では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億8,000万円とするものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によることとしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、主にこちらのほうで御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず、歳出でございますが、5ページをお開きいただきたいと思っております。あわせまして、予算資料の4ページについてもごらんいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

款1 議会費、項1 議会費 1億43万8,000円の予算といたすものでございます。主に議会の運営経費でございますが、議員各位の報酬等、対前年度比674万円の減額となっております。減額の主な内容につきましては、議員共済会の給付負担率が引き下げられたことによるものでございます。

次に、款2の総務費、項1 総務管理費でございます。対前年度比4,191万1,000円、4.9%の減額となっております。8億1,390万2,000円を計上いたしました。特にこの総務管理費につきましては、計上しております範囲が広うございまして、特別職の報酬を初め、総務課、それから企画調整課、会計職員等の人件費、それから一般事務職の臨時職員賃金につきましてもこの総務管理費で管理しておるところでございます。そのほか、庁舎、あるいは普通財産の維持管理費、あるいは電算管理に要する経費、そしてまた総合計画の推進、まちづくり関係、加えて

各種の統計調査、防災、並びに交通安全関連といった数々の事業に取り組んでおる費目でございます。とりわけ来年度の主なものといたしましては、一般管理費関係では、義務化されたストレスチェック実施に係ります経費に120万円、それから財産管理費関係では、昨年度の新庁舎基本構想策定に引き続きまして、28年度につきましては、次の段階でございます基本計画策定、並びに現庁舎の跡地利用に関連した経費に、合わせまして2,357万2,000円を計上したところでございます。また、企画費の関連では、先ほど町長の所信表明にもございましたが、第6次総合計画策定準備関連に関しまして767万2,000円を、そのほか、現行の岐阜県防災情報通信システムが20年経過したことから、28、29年度の2カ年にかけて更新されることとなりまして、かかる負担金に1,164万4,000円を防災行政無線設置費をお願いしているところでございます。庁舎建設基金におきましては、28年度も1億円の積み立てを計上したところでございます。

次に、項2の徴税費でございますが、1億2,562万9,000円を見込んだところでございます。こちらは主に町税の税込等に係る経費でございますが、平成30年度の固定資産評価がえに伴います鑑定業務に563万円をお願いしております。対前年度比較では286万4,000円、2.3%の増額となっております。

次に、項3の戸籍住民基本台帳費でございます。住民基本台帳、戸籍等の管理及び諸証明発行に要する経費でございますが、金額につきましては3,818万円を計上させていただきました。対前年度比589万8,000円、13.4%の減額となっております。通知カード、個人番号カード関連事務に係ります交付金でございますが、昨年度秋にスタートした個人番号の通知が一通り終了したことから大幅な減額となったところでございます。

次に、項4の選挙費でございますが、2,188万8,000円を計上しておるところでございます。こちらにつきましては、28年度に予定されております参議院議員及び岐阜県知事選挙の執行経費に、合わせまして2,162万1,000円を計上しております。対前年度比では458万8,000円、17.3%の減額となっておりますが、一昨年度の統一地方選挙終了によるものが主な要因でございます。

次に、項5の統計調査費でございます。対前年度比877万9,000円の減となっております。28年度は大がかりな調査はございません。主に経済センサス、あるいは工業統計調査などに係る経費に92万2,000円を計上いたしました。とりわけ減となりましたのは、平成27年度に実施されました国勢調査が終了したことによる減が主な要因でございます。

それから、監査委員費につきましては64万1,000円を計上したところでございます。

以上、款2の総務費の合計でございますが、対前年度比で5,835万7,000円、5.5%の減額で、10億116万2,000円としたところでございます。

次に、款3の民生費に移りますが、項1の社会福祉費でございます。こちらの主な支出の内容につきましては、福祉医療、高齢者福祉対策、それから障がい者福祉に係る経費でございますが、対前年度比8,567万8,000円の増額、17億6,553万5,000円を計上いたしました。主な増の要因でございますが、医療給付費の伸びが昨年度はやや落ちつきをしておったところござい

ますが、ここに来て、やや増加傾向にございまして、国民健康保険特別会計への繰出金で対前年度比813万7,000円の増額となったところでございます。また、昨年度から全ての市町村で取り組みが始まりました臨時福祉給付金でございまして、引き続き28年度も給付措置が行われるものの、給付金の単価が6,000円から3,000円にさらに減額される一方、新たに年金生活者等支援臨時福祉給付金制度創設に伴いまして、1,020万円を計上させていただいたところでございます。

次に、項2の児童福祉費でございまして、こちらにつきましては、保育園、あるいはこども園の管理、児童手当、留守家庭児童教室に要します経費でございまして、15億4,746万4,000円の予算を計上いたしました。対前年度比1億6,603万円の大幅な増額でございまして、主な増額の理由でございまして、公共施設の整備方針に基づきまして優先づけされました岩手保育園の耐震補強実施設計、そしてまた府中保育園耐震補強計画及び垂井こども園（仮称）実施設計等、かかります業務に合計で2,787万8,000円を計上いたしました。一方、表佐保育園の耐震補強関連工事に7,477万1,000円を計上したほか、垂井こども園（仮称）設置に向けた用地購入経費に1億2,770万8,000円を計上したところでございます。

次に、項3の災害救助費でございまして、5,000円を計上いたしておりますが、前年と同額でございまして。

以上、款3民生費の合計でございまして、対前年度比2億5,170万8,000円、8.2%の増で、33億1,300万4,000円となったところでございます。

次に、款4の衛生費、項1の保健衛生費でございまして、こちらは、公害対策、それから斎場の管理、保健センターの事業に要する経費をお願いいたしておりますが、対前年度比で3,893万3,000円の減額となり、3億5,665万6,000円を計上いたしました。主な要因といたしましては、人件費で減となったほか、合併浄化槽設置に対します補助金につきまして、実績ベースにて予算計上したことによる減が主な要因でございまして、そのほか、妊婦健康診査に2,198万円、少子化対策の一環といたしまして、不妊治療費の助成費に630万円、また30代健診、がん検診及び半日ドックの関連経費として3,500万円をそれぞれ計上したところでございます。

次に、項2の清掃費でございまして、主に廃棄物の減量、ごみ収集、それからクリーンセンター及びエコパークの維持管理に要する経費をこちらの科目から執行いたしております。予算額といたしましては4億4,549万6,000円といたしたものでございまして、対前年度比では8,145万7,000円の増額でございまして、こちらにつきましては、クリーンセンター延命化措置のための工事請負費といたしまして7,456万円の増額、1億4,256万円を計上させていただいたのが主な要因でございまして、そのほかでは、粗大ごみの収集の見直しに係る経費に311万4,000円を、そしてまた一般廃棄物処理計画作成につきまして、環境省の指針に基づきまして、10カ年の長期計画を策定すべく、関連経費といたしまして150万円についても計上させていただいたところでございます。

以上、款4衛生費の合計でございまして、対前年度比4,252万4,000円、5.6%の増となった

ところでございます。8億215万2,000円を計上させていただきました。

次に、款5の労働費、項1の労働諸費でございます。1,971万円を計上いたしました。対前年度比192万円、10.8%の増額となっておりますが、こちらは、毎年の点検で、勤労青少年ホーム屋外にございます空冷式のチラーユニットにおきましてガス漏れを発見いたしまして、緊急措置をしてまいりましたが、老朽化も激しいことから、更新に係る経費に750万円を新たに計上させていただいたところでございます。

続きまして、款6の農林水産業費、6ページに入らせていただきます。項1の農業費でございますが、農業振興に要する経費でございます。予算額につきましては4億1,708万3,000円、対前年度比9,349万4,000円の減額となっております。西濃用水に係ります国営かんがい排水事業の完了に伴う関連経費で1億3,710万3,000円がなくなったことが主な減の要因でございます。鳥獣害防止関連の380万円を初め、農地中間管理機構を介しての集積協力金に2,720万8,000円と大幅な増額を見込みましたが、県の補助金を活用し、畜産事業者に対します施設支援に1,000万円を、また市之尾地内におきます北部幹線農道の測量調査業務に1,800万円をそれぞれ計上したところでございます。さらに、栗原地区の圃場整備事業に対します垂井町負担4.5%分でございますが、900万円を計上したほか、同じく事業の環境整備に係ります経費8,000万円も合わせて計上させていただいたところでございます。

次に、項2の林業費でございます。林業の振興に要します経費でございますが、5,991万6,000円、対前年度比871万3,000円の減額でございます。減額となりました主な理由でございますが、県産材の活用促進事業補助金につきまして、昨年度は活用の要望がございましたが、新年度においては要望がないことから減となったものでございます。一方で、引き続き林道明神線の開設工事関連に5,160万円をお願いしているところでございます。よろしく願いいたします。

以上、款6農林水産業費の合計でございますが、対前年度比1億220万7,000円、17.6%の減で、4億7,699万9,000円となったところでございます。

次に、款7の商工費、項1の商工費でございます。商業、工業、観光等に要する経費でございます。1億703万1,000円を計上いたしました。対前年度比で2,080万6,000円、24.1%の増額となったところでございます。増額となりました主なものにつきましては、離山工場用地に係ります県道横断排水施設的设计業務に300万円、同じく県道4車線化に合わせて横断工を施工することから、実施主体でございます岐阜県に対します負担金といたしまして、1,240万円をそれぞれ計上したところでございます。また、今年度も引き続きプレミアム商品券発行関連に900万円を、そのほかでは、観光行政のさらなる充実を目指しまして、観光基本計画策定に取り組む経費に450万円、そしてまた車、バスで訪れる際の観光駐車場確保に76万9,000円を計上した次第でございます。

続きまして、款8土木費、項1の土木管理費でございます。金額といたしまして6,079万6,000円でございます。こちらは主に建設課の管理係、工務係の職員人件費、それから道路台

帳等更新に要します管理的経費についてお願いをしておるところでございます。

次に、項2の道路橋りょう費でございますが、こちらにつきましては、道路、橋梁の維持改良に要する経費でございます。3億6,907万円、対前年度比4,783万円の増額となりました。増額となりました主な要因でございますが、道路新設改良費では、昨年度とほぼ同額の2億3,037万8,000円を計上したほか、橋りょう維持費において、消防署西側でございます新桜橋歩道橋の工事請負費で8,000万円を計上したことによるものでございます。

次に、項3の河川費でございます。河川の維持管理に要する経費でございますが、829万3,000円、対前年度比2,056万1,000円の減となりましたが、新たな補助事業を模索する中で、継続中の関連工事請負費で2,000万円減額としたところでございます。

次に、項4の都市計画費でございます。こちらにつきましては、朝倉運動公園、そしてまた児童公園、駅周辺施設の管理に要する経費でございますが、5億6,266万1,000円、対前年度比193万円の減と、ほぼ前年度と同額を計上させていただいております。安全・安心に利用いただくため、朝倉町民プールの塗装工事に600万円を計上したほか、相川児童公園敷地の購入費に2,800万円を、そのほか、駅南エレベーター東側でございます駐輪場でございますが、駅利用者の環境整備向上の観点から、屋根設置に係ります工事請負費に1,100万円を計上したところでございます。

次に、項5の住宅費でございます。町営住宅の維持管理に要する経費でございます。3,176万8,000円、対前年度比104万9,000円の減額となっております。こちらにつきましては、主に工事請負費で120万円の減、930万円の計上とさせていただいたことによるものでございます。

以上、款8土木費の合計でございますが、対前年度比2,447万円、2.4%の増額で、10億3,258万8,000円となったところでございます。

続きまして、款9の消防費でございます。項1消防費4億1,270万3,000円、対前年度比3,219万1,000円、7.2%の減額となっております。減額となった主な理由でございますが、不破消防組合への分担金におきまして、対前年度比3,558万4,000円減の3億3,587万4,000円を計上いたしておりますが、今年度で東消防署車庫の耐震補強工事が完了することから、垂井町が負担いたします分担金で減額となったところでございます。そのほかでは、垂井分団の小型動力ポンプ更新のための経費に175万円を、またかねてから進めておりました表佐分団車庫の関連に1,450万円を計上させていただいたところでございます。

続きまして、款10の教育費、項1の教育総務費でございます。9,461万8,000円を計上いたしました。対前年度比280万1,000円の減額となっておりますが、こちらにつきましては、教育委員の報酬、あるいは学校教育課職員等、人件費に係ります経費が主なものでございます。不登校の未然防止は無論のこと、対象児童・生徒の学校復帰を支援するために適応指導教室を設置し、かかります指導員の賃金に354万2,000円を新たにお願いをいたしました。

続きまして、項2の小学校費でございます。1億8,741万3,000円を計上いたしました。対前年度比6,302万2,000円の減額でございます。主なものは、工事請負費の減額でございまして、

今年度施工いたしました合原小学校の増築工事が完了し、かかる経費で減額になったこと、そしてまた今年度宮代小学校にて行いました体育館の非構造部材耐震工事につきまして、新年度は国の交付金の関係から、本年3月議会において補正予算により計上させていただくこととなったことが主な要因でございます。

次に、項3の中学校費でございます。9,337万円とさせていただいております。前年度と比較いたしました1,095万1,000円の増額になっております。主な要因でございますが、不破中学校の放送設備改修工事ほか、施設老朽化に伴います関連経費につきまして、新年度におきましても適宜予算計上をさせていただいております。また、4年ごとに改訂されます教師用の指導書と、かかる経費1,580万円についても予算計上させていただいたところでございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、項4の幼稚園費でございますが、対前年度比278万5,000円の増額、8,401万2,000円を計上させていただきました。主な理由といたしましては、工事請負費の増額によるものでございまして、学級編制の都合により5歳児を宮代幼稚園で受け入れるため、そしてまた表佐保育園の耐震工事に関連いたしまして、期間中、4歳から5歳児を表佐幼稚園にて受け入れる必要があることから、かかる部屋の空調機設置工事を予算化いたし、増額となったところでございます。

次に、項5の社会教育費でございますが、対前年度比1,505万1,000円増額の2億3,856万7,000円でございます。文化財保護費におきましては、垂井曳軸攀鱗閣の軸蔵の修理事業に対します補助金に251万1,000円を計上させていただいたほか、重要文化財でございます朝倉真禅院保存修理事業にも継続して予算措置をさせていただきました。文化会館費では、施設設備の老朽化が著しいことから、空調設備改修に伴う設計業務に550万8,000円を計上させていただいております。

次に、項6の保健体育費でございますが、1億3,995万8,000円、対前年度比2,890万4,000円の減額でございます。主な減額の内容につきましては、給食センター費でございますが、ボイラー取りかえ工事、そして外壁の屋根塗装工事が今年度完了したことから、これらの減が主な要因となったところでございます。新年度につきましては、精米充填機1機と食器消毒保管庫2個の取りかえに合わせまして1,400万円をお願いいたしておるところでございます。

以上、款10教育費の合計でございますが、対前年度比6,594万円、7.3%の減額で、8億3,793万8,000円となったところでございます。

次に、7ページに入りますが、款11の災害復旧費でございます。項1農林水産施設災害復旧費1万1,000円、項2公共土木施設災害復旧費1万2,000円、項3文教施設災害復旧費1万円、項4その他公共施設災害復旧費1万5,000円、これらはいずれも前年同額でございますので、よろしく願いいたします。

次に、款12の公債費でございます。項1公債費、対前年度比4,599万3,000円、9.3%の減額となっております。こちらにつきましては、地方債関係、借財の元利償還金でございます。4

億4,622万3,000円を計上いたしました。

続きまして、款13諸支出金、項1普通財産取得費でございます。こちらも前年度同額の4,000円をお願いしたところでございます。

次に、款14予備費、項1予備費でございます。3,000万円を計上しておりまして、こちらも前年度同額でございます。よろしく願いをいたします。

以上、歳出総額、対前年度比3,000万円、0.4%増の85億8,000万円を計上いたしましたところでございます。よろしく願いをいたします。

次に、歳入に入りますが、2ページにお戻りをいただきたいと思っております。予算資料につきましては3ページでございます。

款1町税、項1の町民税でございます。対前年度比2,839万3,000円、1.8%の減、15億1,375万9,000円を計上いたしましたところでございます。主な減の要因といたしましては、個人町民税では、対前年度比82万5,000円、0.1%の増となっておりますが、法人町民税で2,921万8,000円、10%の減。法人町民税につきましては、税制改正等の影響により減額を見込んだところでございます。

次に、項2の固定資産税でございます。対前年度比176万8,000円、0.1%の減、18億2,333万4,000円を計上いたしました。緩やかになりつつも、依然土地は下落傾向にあることから、若干の減額を見込んだところでございます。内訳でございますが、土地につきましては、対前年度比518万5,000円、0.7%減の6億9,180万7,000円、家屋につきましては、対前年度比1,978万8,000円、2.9%増の6億9,370万円、償却資産につきましては、対前年度比425万9,000円、1%減の4億2,114万9,000円となりました。

項3の軽自動車税でございます。対前年度比1,056万8,000円、17%の増で、7,290万6,000円を計上したところでございます。税制改正により新税率が適用されることから、大幅な増額を見込んだところでございます。

続きまして、項4の町たばこ税でございます。対前年度比498万3,000円、3.1%増の1億6,528万6,000円を計上いたしております。同じく税制改正による増を見込んだところでございます。

次に、款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税でございます。対前年度比600万円、20%減の2,400万円を計上いたしております。

それから、項2の自動車重量譲与税、こちらは対前年度比1,600万円、21.3%減の5,900万円を計上いたしております。

続きまして、款3の利子割交付金、項1利子割交付金でございます。対前年度比250万円、31.3%減の550万円を計上いたしております。

次に、款4配当割交付金、項1配当割交付金、こちらは対前年度比600万円、19.4%減の2,500万円を計上いたしております。

続きまして、款5の株式等譲渡所得割交付金、項1株式等譲渡所得割交付金でございます。

対前年度比100万円、10%減の900万円を計上いたしております。

次に、款6 地方消費税交付金、項1 地方消費税交付金でございます。対前年度比4,300万円、10.8%増の4億4,300万円を計上いたしております。

次に、款7 自動車取得税交付金、項1 自動車取得税交付金でございます。対前年度比300万円、17.6%減の1,400万円を計上いたしております。

以上、款2の地方譲与税から款7の自動車取得税交付金までにつきましては、国・県の予算の範囲内でそれぞれの条件に基づき交付されるものでございまして、前年度の実績からそれぞれ試算をし、計上させていただきました。

続きまして、款8の地方特例交付金でございます。ページをめくっていただきまして、予算書につきましては3ページでございます。項1の地方特例交付金でございます。対前年度比200万円、12.5%増の1,800万円を計上させていただいております。住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するための交付金でございます。地方税の代替的性質を有する財源でございます。

続きまして、款9の地方交付税、項1 地方交付税でございます。対前年度比3,000万円、2.5%の増、12億5,000万円を計上いたしております。こちらにつきましては、いわゆる地方公共団体の財政調整及び地方公共団体の標準的水準を維持するための財源保障として配分されるものでございまして、基準財政需要額と基準財政収入額の差により算出されるものでございますが、今回の算定に当たりましては、国の地方財政計画等では地方税が増収となる中、法人町民税の減少等により基準財政収入額への影響により増額の見込みとなったものでございます。

続きまして、款10交通安全対策特別交付金、項1の交通安全対策特別交付金でございます。対前年度比50万円、12.5%減の350万円をお願いしたところでございます。

続きまして、款11分担金及び負担金、項2の負担金でございます。対前年度比245万3,000円、1.4%減の1億6,858万8,000円を計上いたしました。こちらの減の要因といたしましては、民生費負担金で園児数減少による保育料の減でございます。

款12使用料及び手数料、項1 使用料でございます。対前年度比177万7,000円、1.5%の減、1億1,569万6,000円を計上いたしました。こちらは土木使用料で、入居者減少による住宅使用料の減が主な要因となっておりますが、総務使用料におきましては、巡回バス使用料で216万円を見込んでおるところでございます。

次に、項2の手数料でございます。対前年度比110万5,000円、1.1%の減で、9,733万5,000円を計上いたしました。こちらの減の主な要因といたしましては、衛生手数料で新年度予定の粗大ごみ収集見直しに伴う増加を見込む一方で、粗大ごみ残渣処理に係ります手数料の減がそれらを上回る減となったことによるものでございます。

続きまして、款13国庫支出金、項1 国庫負担金でございます。対前年度比334万6,000円、0.6%増の5億3,796万円を計上いたしております。主な増の要因といたしましては、障がい者

の自立支援給付費、そしてまた医療費負担金で増となったところでございます。

続きまして、項2の国庫補助金でございます。対前年度比5,686万5,000円、25.4%減の1億6,724万6,000円を計上いたしました。土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金、そしてまた民生費国庫補助金の年金生活者等支援臨時福祉給付金等で増額となりましたが、同じく民生費国庫補助金の臨時福祉給付金で、26、27年度と同様に給付措置はされるものの、給付単価等の引き下げから減額となったものでございます。

続きまして、項3の委託金でございます。対前年度比38万2,000円、9.9%の増で、423万1,000円を計上いたしました。主な増の要因といたしましては、民生費委託金の国民年金事務費交付金で増額となったものでございます。

次に、款14県支出金、項1県負担金でございます。対前年度比1,505万円、5.5%増の2億8,623万7,000円を計上いたしております。主な増の要因といたしましては、障がい者自立支援給付費等負担金で増額となったものでございます。

続きまして、項2の県補助金でございます。対前年度比1,217万8,000円、4.0%増の3億1,647万1,000円を計上いたしました。主な増の要因といたしましては、農林水産業費県補助金の農地集積加速化のための機構集積協力金交付事務費補助金等で増額となったものでございます。

次に、項3委託金でございます。対前年度比423万7,000円、6.9%の増、6,535万1,000円を計上いたしました。主な増の要因といたしましては、総務費委託金で28年度に予定されております参議院選挙、それから県知事選挙委託金で増額となったものでございます。

次に、4ページに移りますが、款15の財産収入、項1の財産運用収入でございます。対前年度比11万5,000円、3.1%増の383万円を計上しております。これにつきましては、庁舎建設基金利子等の増を見込んだところでございます。

続きまして、項2の財産売払収入でございます。対前年度比1,232万7,000円、136.8%の増、2,133万7,000円を計上いたしております。不動産売払収入による増額を見込んだところでございます。

次に、款16寄附金、項1寄附金でございます。対前年度比117万7,000円増の132万2,000円を計上いたしております。主に一般寄附金のふるさと納税の増額を見込んだものでございます。

次に、款17繰入金、項1特別会計繰入金でございます。2,000円を計上いたしております。介護保険及び後期高齢者医療特別会計繰入金を見込んだものでございます。

続きまして、項2の基金繰入金でございます。前年同額の3億8,013万5,000円を計上いたしました。財政調整基金繰入金につきましては、1億円増の3億3,000万円、減債基金繰入金につきましては、前年同額の5,000万円の繰り入れとさせていただいております。

次に、款18の繰越金、項1繰越金でございます。対前年度同額の2億円を見込ませていただいております。

次に、款19諸収入、項1延滞金、加算金及び過料でございます。対前年度比1,530万円の減、

200万円を見込ませていただいております。こちらは、町税延滞金の減額でございます。

続きまして、項2町預金利子でございます。1,000円を見込ませていただいております。

項3貸付金元利収入でございます。対前年度同額の25万円を計上させていただいております。住宅新築資金等貸付金滞納繰越分を見込んだものでございます。

次に、項5の雑入でございます。対前年度比829万7,000円、15.8%の増額でございます。6,072万3,000円を計上いたしました。主な増額の要因といたしましては、福祉医療高額療養費返還金の増が主なものでございます。

続きまして、款20町債、項1町債でございます。対前年度比2,500万円、3.6%増の7億2,500万円といたしました。総務債では、地方交付税のほうに100%裏打ちのございます臨時財政対策債で前年度同額の5億円を、民生債では、こども園及び保育園の整備に要します経費財源といたしまして、児童福祉施設債で1億5,500万円。そのほか、土木債では、前年度に引き続きまして、地方道路整備事業に対しまして7,000万円の起債を見込んだところでございます。

歳入合計といたしまして、歳出ともども85億8,000万円、対前年度比3,000万円、0.4%の増ということで、歳入歳出で均衡を図ったものでございます。

以上が、第1表に係ります説明でございましたが、9ページ以降、事項別明細書がずっと最後までついておりますが、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

それでは、まことにお手数をおかけいたしますが、もう一度議案書の1ページにお戻りをいただきたいと思っております。

第2条についてでございますが、地方債でございます。

8ページの第2表をごらんいただきたいと思っておりますが、先ほども歳入のところで御説明をさせていただきましたとおり、平成28年度におきましても財源の確保といった観点から、臨時財政対策債を初めとして合計で7億2,500万円の借り入れを予定いたしております。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、1ページに戻っていただきまして、第3条でございます。一時借入金についてでございますが、借入金の最高額を5億円と定めるものでございます。

次に、第4条につきましては歳出予算の流用の関係でございますが、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合といたしまして、各項に計上いたしました給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ができるということで、これをここに定めておるものでございます。

そのほか、この予算書の後ろのほうのページでございますが、給与費明細書ということで、137ページから140ページにわたりまして明細書を添付調製させていただいております。あわせて、債務負担行為に関する調書につきましては141ページに、それから、地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては最終ページの142ページにそれぞれ添付をさせていただいておりますので、これも後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

以上で、議第27号 平成28年度垂井町一般会計予算の補足説明とさせていただきます。何とぞ十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

休憩前に引き続き補足説明を求めます。

住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 私からは、住民課が所管いたします2つの特別会計につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議第28号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

青色の表紙でございます。1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億5,000万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の4ページをお願いいたします。それとあわせまして、予算資料は5ページでございます。

款1総務費、項1総務管理費の2,591万9,000円でございます。従事する職員の人件費や資格及び給付事務など、事業運営に係る経費を計上しております。前年度比較は45万5,000円の増額でございます。

次に、項2の徴税費225万3,000円でございます。国民健康保険税の徴収に係ります経費を計上しております。前年度と比較しまして15万3,000円の減額でございます。

次に、項3の運営協議会費の5万1,000円でございます。国民健康保険の運営につきまして重要な事項を審議する協議会の開催に係る経費でございます。前年度と同額を計上しております。

続きまして、款2保険給付費、項1療養諸費の19億3,874万5,000円でございます。現物給付の療養給付費と償還払いとされる療養費で、医療費における保険者負担分等でございます。直近の実績を参考に算出しておりますが、前年度比較は8,352万2,000円の増額としております。ここ数年横ばい、また微増といった状況にありました療養給付費や療養費でございますが、直近の実績が増加傾向にあり、医療の高度化等による医療費の増高を想定した予算を計上しております。

次に、項2の高額療養費2億5,187万1,000円でございます。これにつきましても、前年度比較3,067万円の増額としております。

次に、項3の移送費2,000円でございますが、前年度と同額の予算を計上し、科目設定をさせていただきます。

次に、項4の出産育児諸費1,260万7,000円でございます。出産育児一時金を支給する費用でございまして、前年度と比較しまして210万1,000円の減額でございます。

次に、項5の葬祭諸費225万円でございます。葬祭費を支給する費用でございまして、前年度と比較しまして45万円の減額でございます。

続きまして、款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等の3億9,603万4,000円でございます。これは、後期高齢者医療制度の医療費を医療保険者が拠出する支援金でございまして、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。前年度と比較しまして40万4,000円の増額でございます。

続きまして、款4前期高齢者納付金等、項1前期高齢者納付金等の41万円でございます。これは、前期高齢者の医療費を賄うための財政調整制度における納付金で、医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。前年度と比較しまして8万円の増額でございます。

続きまして、款5老人保健拠出金、項1老人保健拠出金の2万1,000円でございます。前年度と同額を計上させていただいております。これは、老人保健医療費の財源としての拠出金で、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。平成21年度以降は過年度精算に係る費用でございます。

続きまして、款6介護納付金、項1介護納付金の1億4,200万円でございます。これは、介護保険の第2号被保険者、40歳から64歳の方の介護保険料を社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。前年度と比較しまして1,800万円の減額となっております。

続きまして、款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金の7億4,095万4,000円でございます。これは、岐阜県国民健康保険団体連合会が行う高額医療共同事業と保険財政共同安定化事業に対する拠出金でございます。高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るために、各市町村国保の拠出金を財源として費用負担を調整するものでございます。27年度から保険財政共同安定化事業が改正され、30万円から80万円未満の対象医療費の範囲でございしますが、1円から80万円未満へと拡大されております。これによりまして、27年度に引き続き大きな予算額となっております。前年度と比較しまして361万2,000円の増額となっております。

続きまして、款8保健事業費、項1保健事業費の214万7,000円でございます。被保険者の健康増進等の事業で、医療費通知等に係ります経費でございます。前年度と比較しまして4万8,000円の増額でございます。

次に、項2特定健康診査等事業費の1,842万6,000円でございます。これは、特定健康診査及び特定保健指導に要する経費でございます。前年度と比較しまして58万8,000円の増額でございます。

続きまして、款9基金積立金、項1基金積立金の19万7,000円でございます。これは、基金の利子分を計上したものでございます。

続きまして、款10の公債費、項1公債費の12万8,000円でございます。一時借入金に係りま

す利子分を前年度と同額で予算計上させていただきました。

続きまして、款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金の140万1,000円でございます。これは、国民健康保険税の還付金でございます。前年度と比較して30万円の減額でございます。

続きまして、款12予備費、項1予備費につきましては、収支の均衡を図るために1,458万4,000円を予算計上させていただきました。前年度と比較しまして195万7,000円の減額でございます。

以上、歳出合計が35億5,000万円で、前年度比較1億円、2.9%の増額とするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

2ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税の6億6,060万円でございます。前年度と比較しまして3,490万円の減額でございます。これは、被保険者数が減少傾向にあることや、低所得者に係る国民健康保険税の軽減の拡充に伴い、減少するものと考えているところでございます。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1手数料の22万円でございます。これは、国民健康保険税に係ります督促手数料で、前年度と同額を予算計上させていただきました。

続きまして、款3国庫支出金、項1国庫負担金の5億4,099万円でございます。これは、療養給付費等負担金、高額医療共同事業負担金、特定健康診査等負担金でございます。前年度と比較しまして5,877万円の増額でございます。

次に、項2国庫補助金の1億4,708万3,000円でございます。これは、調整交付金でございます。前年度と比較しまして1,611万1,000円の増額でございます。

続きまして、款4療養給付費交付金、項1療養給付費交付金の7,163万3,000円でございます。これは、退職被保険者等の医療費に充てるために、被用者保険の保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付した拠出金から交付されるものでございます。前年度と比較しまして4,567万円の減額でございます。また、この交付金は、平成26年度末で退職者医療制度が廃止され、以降、退職者被保険者の新規適用がなくなったことから、今後交付額が減少していくものでございます。

続きまして、款5前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金の9億5,400万円でございます。これは、65歳以上75歳未満の前期高齢者に係る医療費を賄うために財政調整による医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付した拠出金から交付されるものでございます。前年度と比較しまして4,400万円の減額でございます。

続きまして、款6県支出金、項1県補助金の1億5,333万7,000円でございます。これは、財政健全化特別対策費補助金と県財政調整交付金でございます。前年度と比較しまして1,620万4,000円の増額でございます。

次に、項2県負担金の1,803万3,000円でございます。これは、高額医療費共同事業負担金と特定健康診査等負担金でございます。前年度と比較しまして148万8,000円の増額でございます。

続きまして、款7共同事業交付金、項1共同事業交付金の7億1,187万3,000円でございます。前年度と比較しまして101万5,000円の増額でございます。これは、岐阜県国民健康保険団体連合会が行う高額医療共同事業と保険財政共同安定化事業により、各市町村国保の拠出金を財源として交付されるものでございます。27年度からの対象医療の範囲の改正から、歳出と同様、大きな予算額となっております。

続きまして、款8財産収入、項1財産運用収入の19万7,000円でございます。これは、国民健康保険基金の利子分を予算計上しております。

続きまして、款9繰入金、項1他会計繰入金の1億5,648万4,000円でございます。これは、一般会計からの繰入金でございます。法定分としまして、国民健康保険税の軽減分を補填する保険基盤安定の繰入金、職員給与費等の経費に係る繰入金、出産育児一時金等に係る町負担分の繰入金、財政安定化支援事業に係る繰入金でございます。また、法定外分としまして、福祉医療などの福祉施策による医療費の波及増相当額についてのその他一般会計繰入金でございます。前年度と比較しまして813万7,000円の増額でございます。

次に、項2基金繰入金の1,000円でございます。これは科目の設定をお願いするものでございます。

続きまして、款10繰越金、項1繰越金の1億3,304万1,000円でございます。前年度と比較しまして1億2,286万3,000円の増額でございます。これは、前年度で余裕が出てまいりました繰越金でございますが、直近の医療費実績が増加傾向にあり、医療費の増嵩が想定されるために繰越金を活用することで保険税の増加抑制を図りたいと考えております。

続きまして、款11諸収入、項1の延滞金、加算金及び過料、項2の町預金利子、項3の雑入につきましてはごらんとおりでございますが、雑入では、第三者行為の求償額等250万3,000円を予算計上しております。

以上、歳入の合計は35億5,000万円でございます。

次に、1ページをお願いいたします。

第2条の一時借入金でございますが、借り入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

次に、予算書の6ページからでございますが、歳入歳出予算事項別明細書が、また23ページからは給与費明細書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第28号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計予算の補足説明でございます。

続きまして、議第35号 平成28年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

紫色の表紙でございます。1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ3億2,700万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお願いいたします。それとあわせまして、予算資料は9ページでございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費の667万4,000円でございます。これは、従事する職員の人件費が主なものでございます。前年度と比較しまして1万7,000円の減額でございます。

次に、項 2 徴収費の92万3,000円でございます。これは、保険料の徴収に係ります経費を計上しております。前年度と比較しまして8万1,000円の増額でございます。

続きまして、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金の3億425万3,000円でございます。これは、岐阜県後期高齢者医療広域連合への保険料等の負担金、事務費負担金、健康診査等に係ります保険事業費負担金でございます。前年度と比較しまして2,101万8,000円の増額でございます。

続きまして、款 3 保健事業費、項 1 健康保持増進事業費の1,386万円でございます。前年度と比較しまして71万5,000円の増額でございます。これは、後期高齢者の健康診査、すこやか健診に係ります経費でございます。

続きまして、款 4 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金の22万円でございます。これは、保険料の還付金でございまして、前年度と同額の予算計上をさせていただきました。

次に、項 2 繰出金の1,000円でございますが、科目の設定をお願いするものでございます。

続きまして、款 5 予備費、項 1 予備費でございますが、収支の均衡を図るために106万9,000円を予算計上させていただきました。前年度と比較しまして20万3,000円の増額でございます。

以上、歳出の合計が3億2,700万円で、前年度比較2,200万円、7.2%の増額とするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

2ページをお願いいたします。

款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料の2億3,570万円でございます。これは、岐阜県後期高齢者医療広域連合に負担すべき保険料を予算計上しております。前年度と比較しまして1,550万円の増額でございます。

続きまして、款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料の5万1,000円でございますが、保険料に係ります督促手数料で、前年度と同額を予算計上させていただきました。

続きまして、款 3 後期高齢者医療広域連合支出金、項 1 委託金の1,408万円でございます。これは、岐阜県後期高齢者医療広域連合からの委託金でございまして、すこやか健診等に係ります保健事業費委託金と、保険料の還付に係ります償還金及び還付加算金委託金でございます。前年度と比較しまして71万5,000円の増額でございます。

続きまして、款 4 繰入金、項 1 一般会計繰入金の7,609万7,000円でございます。これは、一般会計から繰り入れるものでございまして、職員給与費等の経費に係る事務費繰入金、保険料の軽減分を保険基盤安定制度としての保険基盤安定繰入金、保健事業費に係る町負担分の保健事業費繰入金でございます。前年度と比較しまして1,441万4,000円の増額でございます。

続きまして、款 5 繰越金、項 1 繰越金の106万9,000円でございます。これは、前年度の繰越金でございます。前年度と比較しまして862万9,000円の減額でございます。

続きまして、款6 諸収入、項1 の延滞金、加算金及び過料、項2 の預金利子、項3 の雑入につきましては、それぞれ1,000円ずつの科目設定をお願いするものでございます。

以上、歳入の合計は3億2,700万円でございます。

次に、予算書の4ページからでございますが、歳入歳出予算事項別明細書が、また11ページからは給与費明細書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第35号 平成28年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明でございます。

以上、住民課所管に係ります2つの特別会計の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

○上下水道課長（高木一幸君） それでは、上下水道課が所管いたします3つの特別会計及び企業会計について補足説明をさせていただきます。

初めに、議第29号 平成28年度垂井町簡易水道特別会計予算について説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙で1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,670万円と定めるものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。また、予算資料は6ページでございます。

款1 総務費、項1 総務管理費1,708万8,000円、前年比18万3,000円の減で、人件費、電気設備等の保安業務や事務的経費を計上させていただいております。

款2 事業費、項1 事業費2,514万2,000円、前年比228万6,000円の減で計上しております。北部と栗原の2つの簡易水道施設の維持管理に要する経費を計上いたしました。

次に、款4 予備費、項1 予備費ですが、446万9,000円を計上しております。

款5 災害復旧費、項1 水道施設災害復旧費は1,000円を計上しました。

続きまして、歳入でございます。

2ページをお願いいたします。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金426万1,000円、前年比90万円の減でございます。新規の給水に伴う加入金、分水工事負担金などを見込み計上いたしました。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料は3,799万4,000円、前年比130万円の減で計上しております。これは、前年実績に基づき算出した水道使用料でございます。

項2 手数料は2万3,000円、督促手数料などを見込んでおります。

続きまして、款3 財産収入、項1 財産運用収入2万円、基金の利子収入を見込んでおります。

次に、款5 繰越金、項1 繰越金は、前年度繰越金440万円を計上いたしました。

次に、款6 諸収入、項1 町預金利子及び項2 の雑入ですが、それぞれ1,000円を計上しております。

なお、11ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通しを願います。

以上、平成28年度垂井町簡易水道特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

次に、議第30号 平成28年度垂井町公共下水道事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

水色の表紙1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ13億2,700万円と定めるものでございます。

それでは、3ページの歳出から説明をさせていただきます。また、予算資料は6ページでございます。

款1公共下水道費、項1公共下水道費9億4,161万9,000円、前年比1億2,826万1,000円の増でございます。平成28年度の公共下水道整備につきましては、主に東地区と垂井地区で推進による主要管路の整備を実施する予定でございます。また、前年度の面整備に伴います舗装復旧工事、府中地区での平板測量や地質調査に伴います委託料、そのほか、浄化センターの増設設計委託や維持管理に要する経費などを計上しております。

続きまして、款3公債費、項1公債費3億8,516万6,000円で、前年比698万2,000円の増でございます。平成27年度までの借り入れに対します元利償還金でございます。

款4予備費、項1予備費は21万5,000円を見込んでおります。

続きまして、2ページの歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金4,969万6,000円、前年比645万7,000円の減でございます。平成27年度に面整備を行いました東、垂井地区などの下水道事業受益者負担金を計上しております。

款2使用料及び手数料、項1使用料1億9,333万9,000円、前年比918万6,000円の増で、3,400世帯分の下水道使用料を見込んでおるところでございます。

次に、項2手数料は60万5,000円で、公認業者登録手数料及び督促手数料でございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金は2億8,300万円で、前年比9,800万円の増でございます。平成28年度に行います公共下水道事業に係る補助対象分の国からの補助金約50%を受け入れるものでございます。

款4県支出金、項1県補助金で前年同額の1,000円を計上しております。

款6繰入金、項1他会計繰入金4億3,044万8,000円で、前年比1,365万7,000円の増でございます。一般会計からの繰り入れを計上しております。

次に、款7繰越金、項1繰越金は、前年度繰越金2,000万円を見込んでおります。

款8諸収入、項1預金利子につきましては1,000円を計上し、項2雑入につきましては1,001万円、これは消費税還付金等を見込んでおります。

款9町債、項1町債3億3,990万円、前年比1,760万円の増で、下水道事業債を見込ませていただきました。これにつきましては、国庫補助の対象事業分につきましては90%、町単独事業分につきましては95%の起債を起こさせていただくものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ13億2,700万円といたすものでございます。

1 ページにお戻りいただきたいと思います。

第2条で地方債について定めさせていただいております。

4 ページのほうへ行きまして、4 ページの第2表、地方債発行について掲げさせていただいております。起債の目的は公共下水道事業、限度額は3億3,900万円、起債の方法は証書借り入れ及び証券発行、利率は5%以内、償還の方法につきましては、借入先の融資条件によるものでございます。

また、一時借入金ですが、1 ページ、第3条に基づきまして、地方自治法第235条の3第2項によりまして、限度額を6億5,570万円と定めるものでございます。

また、15ページ以降に給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通しを願います。

以上、平成28年度垂井町公共下水道事業特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第31号 平成28年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

オレンジ色の表紙でございます。1 ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,100万円と定めるものでございます。

農業集落排水事業につきましては、梅谷にあります北部第一と伊吹にあります農業集落排水施設の維持管理に要する経費を計上しております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

3 ページでございます。また、予算資料は7 ページをごらんください。

款1 総務費、項1 総務管理費は4万2,000円、前年比9,000円の減でございます。

款2 管理費、項1 維持管理費につきましては2,306万9,000円、前年比44万5,000円の増でございます。2つの施設の維持管理に要する経費を計上しております。

款4 公債費、項1 公債費は746万6,000円、前年同額でございます。伊吹農業集落排水処理施設の建設時に借入れをいたしました建設資金の償還金でございます。

款5 予備費、項1 予備費は42万3,000円を計上しております。

次に、歳入を説明させていただきます。

2 ページをお願いいたします。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金は前年と同額の3,000円です。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料で1,122万2,000円、前年比27万5,000円の減で、2つの農業集落排水事業の処理世帯161世帯分の使用料でございます。

項2 手数料は1,000円で、督促手数料でございます。

款3 財産収入、項1 財産運用収入は1,000円を見込んでおります。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金は1,845万9,000円で、前年比50万1,000円の増、一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

款5繰越金、項1繰越金は130万円、前年比20万円の減で計上させていただきました。

款6諸収入、項1預金利子は1,000円、項2雑入は1万3,000円で、消費税の還付金を計上しております。

なお、10ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通しを願います。

以上、平成28年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第36号平成28年度垂井町水道事業会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

黄色の表紙で、初めに1ページをごらんください。

第2条で業務の予定量を明記させていただいております。給水件数8,801件、年間総配水量は345万3,000立方メートル、1日平均配水量を9,460立方メートルと業務予定量を見込んでおります。

主要な建設改良事業としましては、施設改良事業として、下水道事業に伴います配水管布設がえ工事、老朽化に伴う配水管布設がえ工事などでございます。また、相川左岸地域施設改良事業としましては、第一水源地の更新工事、相川左岸低区配水池築造（第1期）工事などでございます。

第3条で、収益的収入及び支出の予定額を定めております。

収入予定額であります。第1款水道事業収益といたしましては4億434万5,000円で、前年比1,138万6,000円の増であります。

内訳といたしましては、第1項営業収益で、水道料金など3億3,420万9,000円、前年比736万6,000円の減、第2項営業外収益は7,013万6,000円で、前年比1,875万2,000円の増でございます。消費税還付金や前年度の会計制度の見直しに伴う長期前受金戻入などを見込んでいます。

次に、支出予定額でございます。第1款水道事業費用といたしまして3億8,234万5,000円、前年比299万5,000円の減でございます。

内訳としましては、第1項の営業費用、人件費を含む維持管理費用が3億3,363万円で、前年比928万円の減でございます。第2項営業外費用といたしましては、企業債償還利息など3,936万5,000円で、前年比23万4,000円の増でございます。第3項特別損失として589万2,000円を計上いたしました。特別損失につきましては、会計基準の変更に伴い、未収金の見込みを計上しております。第4項予備費は345万8,000円を計上しております。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。

第1款資本的収入といたしまして4億8,688万9,000円で、前年比2億310万7,000円の増でございます。

内訳としましては、第1項加入金ですが、新規給水加入金として498万9,000円、第2項工事負担金では、公道分工事負担金として600万円、第3項他会計負担金では、公共下水道事業に伴う布設がえ工事負担金などで5,690万円、第4項企業債は4億1,900万円を計上させていただ

きました。

次に、2ページで支出予定額でございますが、第1款資本的支出といたしまして7億3,529万2,000円、前年比2億3,513万2,000円の増でございます。

内訳としましては、第1項建設改良費では、相川左岸地域施設改良事業といたしまして、第一水源の更新工事、相川左岸低区配水池築造（第1期）工事、相川左岸低区送・配水管布設工事、また公共下水道事業に伴います配水管布設がえ工事、既設配水管の布設がえ工事などで6億7,300万8,000円、第2項企業債償還金で6,228万3,000円、第4項返還金では1,000円を計上させていただきました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,840万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億4,840万3,000円で補填をさせていただくものでございます。

次に、第5条では継続費について定めております。

継続費の予算科目は、第1款資本的支出、第1項建設改良費で、事業名は相川左岸地域施設改良事業、総額を12億円、28年度の年割額は5億5,000万円、29年度の年割額は6億5,000万円としております。

次に、第6条で企業債について定めております。

起債の目的は、相川左岸地域施設改良事業、限度額が4億1,900万円、起債の方法は証書借り入れ及び証券発行、利率は5%以内、償還の方法につきましては借入先の融資条件によるものとしております。

次に、第7条で一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費としまして、職員給与費を3,098万9,000円と定めるものでございます。

第9条では、棚卸資産の購入限度額を1,383万5,000円と定めるものであります。

なお、15ページ以降にキャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、継続費に関する調書、貸借対照表、損益計算書などを添付しておりますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上、上下水道課が所管いたします特別会計等につきましての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 私のほうからは、健康福祉課所管に係ります議第32号、33号、34号の特別会計予算3件の補足説明をさせていただきます。

最初に、議第32号 平成28年度不破郡介護認定審査会特別会計予算でございます。

緑色の表紙でございます。

では、1ページをごらん願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,231万円と定めるものでございます。

それでは、第1表の歳入歳出予算で説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきますので、まずは3ページをごらん願います。あわせて、予算資料の7ページ下段のほうも参考にござんいただきたいと思ひます。

款1 認定審査費、項1 認定審査費1,221万4,000円でございますが、前年度と比較いたしまして46万2,000円の増額でございます。こちらは、認定審査委員報酬及び職員の人件費などを計上してあります。

次に、款2 予備費、項1 予備費でございますが、9万6,000円を計上いたしました。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございますが、2ページをごらん願います。

初めに、款1 分担金及び負担金、項1 負担金の408万6,000円でございますが、当審査会につきましては関ヶ原町と共同で設置し、運営を行っておりますので、ここで関ヶ原町の負担分を計上いたしました。前年度と比較いたしまして50万4,000円の増額でございます。なお、負担割合につきましては、支出見込み額に対しまして、平等割分30%と人口割分70%として定めまして、65歳以上の人口比率により関ヶ原分を計上させていただきます。

次に、款3 繰入金、項1 他会計繰入金の822万2,000円でございますが、これは垂井町の負担分で、一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。前年度と比較いたしまして78万3,000円の増額でございます。

次に、款4 繰越金、項1 繰越金は前年度繰越金でございますが、1,000円を計上いたしました。

次に、款5 諸収入、項1 町預金利子は1,000円を計上いたしました。

以上が歳入でございます。

なお、8ページ以降に給与費明細書をつけておりますので、お目通しをよろしく願ひいたします。

以上が議第32号 平成28年度不破郡介護認定審査会特別会計予算でございます。

続きまして、議第33号 平成28年度垂井町介護保険特別会計予算でございます。

濃いピンク色の表紙でございます。

まずは1ページでございますが、第1条でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ23億950万円と定めるものでございます。前年度と比較いたしまして1億7,650万円の増額、8.3%の増加でございます。

次に、第2条では、一時借入金の借り入れ最高額を5,000万円と定めてあります。

それでは、第1表の歳入歳出予算で説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきますので、4ページをごらん願います。あわせて、予算資料の8ページも参考にござんいただきたいと存じます。

初めに、款1 総務費、項1 総務管理費の2,563万9,000円でございますが、前年度と比較いたしまして804万6,000円の減額でございます。こちらは、介護保険特別会計を管理する諸経費でございますが、職員の人件費及び事務費などですが、減額の理由は、介護保険制度改正等シス

テム改修業務が今年度に比べ大幅に減少したためでございます。

次に、項2 徴収費の121万5,000円でございますが、こちらは納付書の印刷や郵送料を計上しております。前年度と比較いたしまして7万9,000円の増額でございます。

次に、項3 認定審査費の1,018万9,000円でございますが、こちらは主治医意見書作成等手数料や介護認定調査委託料などを計上しております。前年度と比較いたしまして3万2,000円の減額でございます。

次に、款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費の20億3,690万円でございますが、こちらは、居宅介護サービス、施設介護サービスなどに係ります給付費を計上しております。前年度と比較いたしまして1億7,180万円の増額、9.1%の増加でございます。これは、高齢化の進展によります伸びと、一部施設の開園に伴います給付費の増加を見込んだためでございます。

次に、項2 介護予防サービス等諸費の5,333万円でございますが、こちらは、要支援の方に対する介護予防給付費を計上しております。前年度と比較いたしまして412万円の減額でございます。

次に、項3 サービス給付費諸費の196万円でございますが、こちらは、国保連合会への審査支払手数料を計上しております。前年度と比較いたしまして6万円の増額でございます。

次に、項4 高額介護サービス等費の3,160万円でございますが、こちらは、同じ月に利用した介護サービス費が高額となった場合、上限額を超えた分を支給するものでございますが、前年度と比較いたしまして500万円の増額でございます。

次に、項5 特定入所者介護サービス等費の8,930万円でございますが、こちらは、施設サービスを利用した場合、サービス費用の自己負担のほかに、居住費、食費等が自己負担となるわけでございますが、所得及び資産が少ない方の施設利用が困難にならないよう、住居費、食費に関しまして負担限度額を超えた分の給付を行うものでございます。前年度と比較いたしまして1,320万円の増額でございます。

次に、項6 高額医療合算介護サービス等費の490万円でございますが、こちらは、介護保険と医療保険の両方の利用負担が高額となった場合、年間の自己負担額を換算して、限度額を超えた部分について給付をするものでございます。前年度と比較いたしまして110万円の減額でございます。

次に、款3 財政安定化基金拠出金、項1 財政安定化基金拠出金の1,000円でございますが、こちらは県への拠出金でございます。

次に、款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費の454万6,000円でございますが、こちらは、65歳以上の方を対象に、介護が必要とならないよう予防を目的とした事業を行う経費でございます。前年度と比較いたしまして35万2,000円の減額でございます。

次に、項2 包括的支援事業・任意事業費の923万7,000円でございますが、こちらは包括的、継続的ケアマネジメント事業の経費を計上しております。前年度と比較いたしまして52万4,000円の増額でございます。

次に、款5 基金積立金、項1 基金積立金の2万円でございますが、こちらは、介護保険基金利子分でございます。

次に、款6 予備費、項1 予備費は3,036万1,000円を計上いたしました。

次に、款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金は1,030万1,000円を計上いたしました。

次に、項2 繰出金の1,000円でございますが、こちらは過年度分の繰入金の精算をするため、一般会計に繰り出すための科目設定でございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございますが、2ページをごらん願います。

初めに、款1 保険料、項1 介護保険料の5億987万1,000円でございますが、こちらは、介護保険料の金額でございます。前年度に比較いたしまして502万8,000円の増額でございます。

次に、款3 使用料及び手数料、項2 手数料の3万6,000円は前年度と同額でございますが、こちらは督促手数料を計上しております。

次に、款4 国庫支出金、項1 国庫負担金の3億9,331万9,000円でございますが、こちらは介護給付費国庫負担金で、国の負担割合といたしまして、居宅介護給付費の20%、施設給付費の15%を国が負担するものでございます。前年度に比較いたしまして3,178万8,000円の増額でございます。

次に、項2 国庫補助金の7,128万2,000円でございますが、こちらは、調整交付金といたしまして、介護給付費総額の3%や地域支援事業に係ります交付金を計上しております。前年度と比較いたしまして566万2,000円の増額でございます。

次に、款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金の6億2,231万2,000円でございますが、こちらは、介護給付費交付金として介護給付費総額の28%と、地域支援事業支援交付金として地域支援事業費の28%分を計上しております。前年度と比較いたしまして5,165万7,000円の増額でございます。

次に、款6 県支出金、項1 県負担金の3億2,753万円でございますが、こちらは介護給付費県負担金で、県の負担割合といたしまして、居宅介護給付費の12.5%、施設給付費の17.5%を計上しております。前年度と比較いたしまして2,828万6,000円の増額でございます。

次に、項2 財政安定化基金支出金の1,000円は前年度と同額でございます。

次に、項3 県補助金の237万1,000円でございますが、こちらは、地域支援事業費の県交付金といたしまして、介護予防で12.5%、包括的支援・任意事業で19.5%を計上しております。前年度と比較いたしまして5万8,000円の増額でございます。

次に、項4 委託金の1,000円は、前年度と同額でございます。

続きまして、款7 財産収入、項1 財産運用収入の1万9,000円でございますが、こちらは基金の利子を計上しております。

次に、款9 繰入金、項1 一般会計繰入金の3億1,362万8,000円でございますが、こちらは、介護給付費繰入金として、介護給付費の12.5%分の町負担分と、その他事務費等繰入金などを

計上しております。前年度と比較いたしまして1,509万3,000円の増額でございます。

次に、項2基金繰入金は1,000円を計上させていただきました。

次に、款10繰越金、項1繰越金の前年度繰越金は6,346万1,000円を計上しております。

次に、款11諸収入、項1延滞金、加算金及び過料の2,000円と、項2の預金利子1,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、項3雑入の566万4,000円でございますが、こちらは、介護予防サービス計画の作成費を計上しております。前年度と比較いたしまして10万円の増額でございます。

次に、款12町債、項1財政安定化基金貸付金に1,000円を計上いたしました。

以上が歳入でございます。

なお、22ページ以降に給与明細書をつけておりますので、またお目通しをお願いいたします。

以上が議第33号 平成28年度垂井町介護保険特別会計予算でございます。

続きまして、議第34号 平成28年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

こちらにつきましては肌色の表紙でございます。

まずは1ページでございますが、第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ107万円と定めるものでございます。前年度と同額でございます。

それでは、第1表の歳入歳出予算で説明させていただきます。

初めに、歳出でございますが、3ページをごらん願います。あわせまして、予算資料は9ページの上段をごらんいただきたいと思います。

款1認定審査費、項1認定審査費の107万円でございますが、こちらは、認定審査委員の報酬と事務費を計上しております。前年度と同額でございます。

次に、歳入でございますが、2ページをごらん願います。

初めに、款1分担金及び負担金、項1負担金の35万9,000円でございますが、当審査会につきましては関ヶ原町と共同で設置し、運営を行っておりますので、ここで関ヶ原町の負担分を計上いたしました。前年度と比較いたしまして4万3,000円の増額でございます。負担割合につきましては、支出見込み額に対しまして、平等割分30%と人口割分70%として定めまして、支出見込み額に対しまして、障害者手帳所持者の割合で関ヶ原町分を計上しております。

続きまして、款3の繰入金、項1他会計繰入金の68万1,000円でございますが、こちらは垂井町の負担分でございます。一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。前年度と比較いたしまして5万7,000円の増額でございます。

続きまして、款4繰越金、項1繰越金の3万円でございますが、こちらは前年度の繰越金でございます。

以上が議第34号 平成28年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算でございます。

健康福祉課所管に係ります議第32号、33号、34号の特別会計3件に係ります補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） ただいま上程がありました新年度予算につきまして御質問いたします。

それは、この予算編成に当たって方針を確認させていただきたいわけでございます。といいますのは、最近、新聞でもよくわかるとおり、新年度予算が出ております。見ておりますと、瑞穂市が2年連続増、過去最大となって、美濃加茂市過去最高、積極型、6.7%増、恵那市過去最高、下呂市5.7%増、可児市3年連続増、過去最大、9.8%増、海津市、2年連続プラス、過去最大、大垣市、過去3番目に大きい積極予算、岐阜県、4年連続地方創生の本格展開にふさわしい積極予算、2.5%増。国におきましては、けさ新聞で見ましたわけなんですけれども、予算が通過したということなんですけれども、過去最大で96兆7,218億円と出ておりました。

ここでお尋ねしたいのは、羽島市、郡上市、中津川市においてもしかりでございますけれども、我が町の今回の予算、一般会計で0.4%増となっております。四捨五入しますとゼロになってしまうわけなんですけれども、0.4%増、これは減額増額、いろいろ検討された上でということは今御説明もありまして、これから審査に入るわけなんです、それにしましても、私、一個人の推測では、特に国、県もそうだと思うんですが、狙いに倣ってきているんじゃないかと思うんですけれども、やはり町長の所信表明にもありました。まち・ひと・しごと総合戦略とか、一億総活躍社会、特に景気回復とか少子化対策等、こういったものに特に力を入れていくということで国が大規模な予算編成をしてきておると思うわけですし、県もそれについてきているんじゃないかと思うわけなんです、我が町は積極予算と言えないような気もいたすわけなんですけれども、それに当たりましての予算編成についての方針をお尋ねしたいと思います。

それと、第2点目は、今回のこの予算編成、大規模事業等も我が町は控えておるわけでございますけれども、今回のこの予算におきまして、きめ細かな事業とか、きめ細かな行政サービス等にそういったものが先延ばしになっていかないかというようなこと。また、自治会要望がたくさんたまっております。こういったときに、よその市町がこうって積極的に組んでいるときに少しでも組んで、そういう自治会要望を消化していくとかいうこともあるかと思うわけなんですけれども、そういったことも踏まえまして、今回、どのような予算編成に当たられましたかをお尋ねするわけでございます。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、方針でございますが、先ほど長々と施政方針を申し述べさせていただきましたけれど

も、やはり活力をいかに生んでいくかということが大事な部分であろうかというふうに思います。そういった部分で、将来に向かって、しっかりとした活力を生むための施策を展開していく状況の中で、さまざまな工事等にかかっていくわけでありますけれども、特に水道事業等においてはかなりの高額な投資をしておるところでございます。こういったものも将来的なインフラ整備につきまして、しっかりと対応していけるものというふうに思っております。

また、きめ細かなということでございますけれども、そういった形で、どうしても老朽施設等の対応等、これから含めてやっていくときに、ある部分、そちらにシフトする、優先順位が高くなるときに細部までなかなか行けないというところもございます。そういったことはやはり順を追ってやっていくしかないというような状況でございますので、一度にはなかなかできないというのが現実かというふうに思います。

額について、他市町の予算規模をおっしゃいましたけれども、今回の85億8,000万円は、垂井町の一般会計規模でいいますと、従前に比べて2番目の財政規模でございます。最高は、かつて平成8年か9年のクリーンセンターを建設した折の90億円を超したときが最高額だというふうに思いますが、それに次ぐ一般会計規模であるというふうに思います。また、トータルの特別会計、事業会計を含めると、合計額の173億221万7,000円というのは垂井町にとりましては過去最高の予算額でございます。前年度からの伸び率云々で比較すると、わずか0.4%、ゼロではないかという御質問でございますが、財政規模に関しましては、今申しましたように過去最高の規模でございますし、一般会計につきましては過去2番目の規模でございます。ということは、逆に言えば、従前までそれなりの対応をしてきたという中で、今回、前年度に比べて伸びていないという部分があるかもわかりませんが、トータルとして、これまでもそういった地方創生に向けての取り組み、あるいはまちづくりに向けて十分な対応をしてきたと私どもは自負をしておるところでございます。

結果的に過去の1番、それから一般会計においては2番目の規模ということになったわけがありますけれども、過去にとられることなく、その場その場のというか、将来的に見越した形の中での計画的な予算編成というものに絶えず気を使っておるところでございます。結果としてそうした順位が出てきたものというふうに思っております。

今後もやはりバランスのとれた、しっかりとした予算編成をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（丹羽豊次君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 先ほどの町長さんの答弁で終わりますと、どうもいい割で私のほうがあれになってきますので言いますが、この数字だけを取り上げているわけじゃ決してございません。先ほど来から十分説明もございました。減額になったものもあるんだ、増額になったものもあるんだとかいうこともございますし、0.4%という数字が小さいからということで申し

上げていることではないし、過去からどのくらいということもわかっているわけでございます。

それで、お尋ねしたかったのは、積極型予算なら予算ということによっていただくとしたら、どういうところに積極的なものがあったかということにはざっと言われましたけれども、新聞紙上等で上がっているところは目玉がかなり幾つか出てきているわけなんですけれども、我が町にそれがちょっと見られないという寂しい気もいたしましたので、申し上げたようなところで、何かございましたら、御答弁をお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

目玉とか、形というものはあるわけでありましてけれども、やはり今回の形でいいまして、こども園の建設に向けての動きでありますとか、庁舎に向けての取り組み、それから老朽施設等の対応というような形になってくるのかというふうに思います。

ただ、思いといいますか、それは先ほどの施政方針で全て述べておりますので、後ほどまた文書が配付されると思います。ぜひまた、御一読をいただきまして、私どもの思いを酌み取っていただけたらありがたいというふうに思います。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第27号 平成28年度垂井町一般会計予算から議第36号 平成28年度垂井町水道事業会計予算は、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長を除く全議員12名を指名したいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議長を除く全議員12名の諸君を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後0時01分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に江上聖司君、副委員長に安田功君が互選されましたので、報告しておきます。

しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

日程第3 議第1号 専決処分の承認について

○議長（丹羽豊次君） 日程第3、議第1号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第1号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

平成28年度与党税制改正大綱による地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しに伴い、平成27年12月28日、地方自治法第179条第1項の規定により、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、税務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 税務課長 中村桂君。

〔税務課長 中村桂君登壇〕

○税務課長（中村 桂君） ただいま上程されました議第1号 専決処分の承認につきまして補足説明をさせていただきます。

提案説明にもありましたように、12月議会において、賦課徴収条例の一部を改正させていただき、個人町民税、特別土地保有税及び国民健康保険税に係る納期限の延長及び減免における手続について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、申請者の個人番号、いわゆるマイナンバーを記載することとした改正がされました。しかし、その後、総務省自治税務局より、平成27年12月18日付で地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しがなされたことにより、一部の手続において、国の扱いと同様に、申請者の負担を軽減するため、事前に既に取得している個人番号等について記載を不要とする税条例の改正が必要となりました。

今回の一部改正がありませんと今年1月1日から施行されることになり、手続に差異を生じ

させないため、速やかに条例改正をするため、専決処分による改正としております。

それでは、改正条例の説明に入らせていただきます。

議案、並びに新旧対照表をごらんください。

初めに、第51条第2項第1号では町民税の減免申請について、第139条の3第2項第1号では特別土地保有税の減免について、第179条第2項第1号では国民健康保険税の納期限の延長について、第180条第2項第1号では国民健康保険税の減免申請において個人番号の記載を不要とするため、改正規定における個人番号を記載する旨を削るものであります。

以上、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第1号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第4 議第2号 専決処分の承認について

○議長（丹羽豊次君） 日程第4、議第2号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第2号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

平成28年度与党税制改正大綱による地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しに伴い、平成27年12月28日、地方自治法第179条第1項の規定により、垂井町介護保険条例の一部を改正する条例を廃止する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜

りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいま上程されました議第2号 専決処分の承認につきまして補足説明をさせていただきます。

専決第7号の垂井町介護保険条例の一部を改正する条例を廃止する条例についてでございますが、廃止いたします改正条例は、昨年12月の議会におきまして、介護保険料の徴収猶予及び減免について個人番号を加えることとして制定されたものでございます。

しかしながら、昨年12月16日決定の地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しに伴いまして、本人確認手続等の負担軽減のため、減免申請で納税義務者の個人番号の記載を要しないこととされましたので、介護保険料の徴収猶予及び減免におきましても個人番号の記載が不要となり、同条例を廃止する必要が生じてまいりました。

しかしながら、同条例の施行日であります平成28年1月1日までに議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、12月28日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

以上、議第2号 専決処分の承認につきまして補足説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第2号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第5 議第3号 垂井町行政不服審査法施行条例の制定について

議第4号 垂井町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

- 議第5号 垂井町情報公開条例の一部改正について
- 議第6号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について
- 議第7号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例及び垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 議第8号 垂井町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 議第9号 垂井町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- 議第10号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議第12号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
- 議第16号 垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議第17号 垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正について
- 議第18号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第19号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第20号 垂井町企業立地促進条例の一部改正について
- 議第21号 垂井町町営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 議第22号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 議第23号 大垣地域公平委員会の共同設置に関する規約の変更に関する協議について
- 議第24号 町道路線の認定について
- 議第26号 指定管理者の指定について

○議長（丹羽豊次君） 日程第5、議第3号 垂井町行政不服審査法施行条例の制定についてから議第12号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について、議第16号 垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてから議第24号 町道路線の認定について及び議第26号 指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第3号から議第12号、議第16号から議第24号及び議第26号を一括して提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第3号 垂井町行政不服審査法施行条例の制定につきましては、行政不服審査法の公布に伴い、垂井町行政不服審査会の設置等、法の施行に係る条例を制定するものであります。

議第4号 垂井町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づき、工場立地法第4条第1項の特例として、工場等の緑地面積率等の割合を定めることについて、条例を制定するものであります。

議第5号 垂井町情報公開条例の一部改正と議第6号 垂井町個人情報保護条例の一部改正につきましては、行政不服審査法の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第7号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例及び垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正につきましては、合原公民館を栗原地区まちづくりセンターへ移行することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第8号 垂井町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第9号 垂井町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第10号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び学校教育法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第12号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正につきましては、行政不服審査会委員の報酬等について、所要の改正を行うものであります。

議第16号 垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、行政不服審査法の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第17号 垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正につきましては、入室資格及び夏季休業期間における保育料について、所要の改正を行うものであります。

議第18号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関

する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第19号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行います。

議第20号 垂井町企業立地促進条例の一部改正につきましては、奨励措置の内容を拡充することについて、所要の改正を行うものであります。

議第21号 垂井町町営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正につきましては、行政不服審査法の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第22号 垂井町町営住宅条例の一部改正につきましては、駒引町営住宅1戸及び比女町営住宅1戸の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第23号 大垣地域公平委員会の共同設置に関する規約の変更に関する協議につきましては、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第24号 町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、町道5路線を認定するものであります。

議第26号 指定管理者の指定につきましては、垂井町デイサービスセンター及びけやきの家の管理を行わせる指定管理者について指定するものであります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 総務課の所管に係ります議第3号、議第5号、6号、それから議第8号から12号まで及び議第16号、そして議第23号につきまして補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議第3号 垂井町行政不服審査法施行条例の制定についてでございます。

議案書をごらんになっていただきたいと思います。冒頭少し経緯をお話ししたいと思います。今回の条例の制定につきましては、全部改正されました行政不服審査法、以下「法」と申しますが、平成26年の6月に公布がなされました。これにつきましては、国民の権利・利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とした行政不服審査制度が全面的に見直しがなされまして、審査請求の一元化、そしてまた審理員制度及び第三者機関への諮問制度の導入が図られ、実に50年ぶりの抜本的な改正がなされたところでございます。

中でも、審理員制度におきましては、審査請求人、または参加人は、審理員に対しまして提出いたします書類の写しの交付を求めることができることとなされ、その交付につきましては、

条例で定める手数料を納めなければならないことが規定されたところでございます。

また、第三者機関への諮問制度といたしましては、法の中で地方公共団体の諮問機関として、執行機関に附属機関を置くことが不適當、または困難であるときは、条例によりまして事件案件ごとに設置できる旨、規定がなされ、この附属機関の組織及び運営に関しまして、必要な事項を条例で定めることが規定もなされたところでございました。

したがって、これらの規定を受けまして、書面等の写し等の交付手数料に関すること、そして非常設型の垂井町行政不服審査会の設置について規定をするため、ここに施行条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、議案書の条文の中身について御説明を申し上げます。

垂井町行政不服審査法施行条例、章立てとしておるため、目次をまず定めるものでございます。

第1章、総則といたしまして、第1条につきましては、趣旨について定めるものでございまして、この条例は、行政不服審査法に基づいて定める旨を明らかにいたすものでございます。

第2条につきましては、定義について定めるものでございますが、この条例において用いられる用語は、法の用語の意味と同一であることを明確にするため、総則的に規定いたすものでございます。

第2章は手数料、議案書の2ページに入りますが、第3条は、手数料の額及び納付について定めるものでございます。第1項では、法第38条第6項により読みかえて適用する同条第4項に基づき、審理員が審査請求人、または参加人へ提出書類等の写し等を交付する際の手数料の額について定めるものでございます。また、法第38条を準用いたします他の法律についても、それぞれで条例を定めるのではなく、他の法律の準用を包括的に含む規定といたしました。第2項では、手数料の徴収する時期についてを、第3項では、手数料の不還付について規定をいたすものでございます。

次に、第4条は、手数料の減免について定めるものでございます。第1項では、法第38条第6項により読みかえて適用いたします同条第5項に基づき、交付手数料の減免について定めるものでございます。減免権者につきましては審理員となり、減免の限度額は、行政不服審査法施行令第13条第1項に規定する限度額と同額の2,000円といたすものでございます。第2項及び第3項では、減免の手續や添付書類について規定をしております。次に、第4項では、法第9条第3項の規定により読みかえて法第38条第1項の規定を適用する場合や、他の法律において、法第38条第1項の規定を準用する場合であって、法第9条第1項の規定を準用しないときは審理員が指名しないため、減免権者を審査庁とするための読みかえ規定を定めるものでございます。

次に、第5条は、送付によります交付について規定するものでございまして、送付に要します費用を徴収するものでございます。

続きまして、3ページでございしますが、第3章、行政不服審査会といたしましては、第6条

は、設置について規定をするものでございます。第1項では、法第81条第2項の機関といたしまして、垂井町行政不服審査会、以下「審査会」と言いますが、その設置について規定をいたし、第2項では、その廃止について定めるものでございます。

次に、第7条は、組織について定めるもので、類似の垂井町情報公開等審査会が5人で組織していること等を踏まえまして、委員は5人以内といたすものでございます。

第8条は、委員についての規定でございます。第1項では、委員の要件と委嘱について定めるものでございます。第2項では、非常設型のため、審査会の廃止とともに委員が解任される旨を規定いたすものでございます。第3項及び第4項では、国の行政不服審査会の委員と同様に、守秘義務及び政治活動の制限について定めるものでございます。

次に、第9条は、会長について定めるものでございます。第1項では、行政不服審査会の運営に当たりましては、会を代表する者を置く必要があることから、会長を置くことといたし、会長は合議体の自立性を重視し、委員の互選によるものといたしました。第2項では、審査会の代表について、第3項では、会長の職務代理について定めるものでございます。

次に、第10条は、会議について定めるものでございます。国の行政不服審査会の議事に関する事項に倣いながら、一般的な会議に関する事項を規定いたすものでございます。

次に、4ページでございますが、第11条は、提出資料の写し等の交付手数料について定めるものでございます。法第81条第3項において準用いたします法第78条第1項の規定に基づき、審査会が審査請求人、または参加人へ提出資料の写し等を交付する際の手数料の額、そしてまた減免等について規定をいたすものでございます。第2章の手数料の規定を準用するものでございます。

次に、第12条でございますが、調査審議の手續について定めるものでございます。審査会に関する手續は、審査会内で決定いたすものでございます。

第4章は雑則でございますが、第13条は、委任について定めるもので、必要な事項は規則へ委任するものでございます。

最後になりますが、附則といたしまして、施行期日を、行政不服審査法の施行期日でございます平成28年4月1日といたすものでございます。

また、別表につきましては、第4条の手数料の額について具体的に定めるものでございます。後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、議第5号 垂井町情報公開条例の一部改正についてでございます。

議案書、そしてまた配付されております新旧対照表の2ページ及び3ページをお開き願いたいと思っております。

今回の条例改正につきましては、先ほど申しました全部改正されました行政不服審査法では、審理員制度や第三者機関への諮問制度が導入されましたが、情報公開制度に係る不服申し立てにつきましては、町情報公開等審査会による審理制度が既に確立しておりますことから、現行制度を維持するため、同法第9条第1項ただし書きにより、審理員制度の適用を除外すること

に關しまして、所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、条文の中身について御説明をさせていただきます。

垂井町情報公開条例の一部を次のように改正する。

まず、第18条、不服申し立てがあった場合の手続でございますが、第1項では、不作為についても審理員制度の適用を除外するため、情報公開等審査会に諮問する対象に、公開請求に係る不作為についての不服申し立てを追加するとともに、引用いたしております法律番号や用語を「裁決」へ統一するため、「決定」を削除するなど、文言の整理をお願いしたところでございます。

また、審理員制度の適用を除外するため、新たに第2項を追加しておりますところでございます。

第3項から第5項までにつきましては、項の繰り下げや文言を整理させていただきました。

なお、附則といたしまして、施行期日を、行政不服審査法の施行期日でございます平成28年4月1日に定めるものでございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、議第6号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

新旧対照表につきましては、3ページから4ページにわたっておりますので、お開きをお願いしたいと思います。

今回の条例改正につきましても、議第5号と同様に、全部改正されました行政不服審査法による審理員制度の適用を除外することに関しまして、所要の改正をお願いいたすものでございます。

それでは、条文の中身について御説明をさせていただきます。

垂井町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

まず、第26条でございますが、不服申し立てがあった場合の手続でございます。第1項では、不作為についても審理員制度の適用を除外するため、町情報公開等審査会に諮問する対象に、開示請求等に係る不作為についての不服申し立てを追加するとともに、引用いたしております法律番号や用語を「裁決」へ統一するために「決定」を削るなどの文言整理をさせていただいております。

また、審理員制度の適用を除外するために新たに第2項を追加し、第3項から第5項までは項の繰り下げや文言を整理いたすものでございます。

附則といたしまして、施行期日を、行政不服審査法の施行期日でございます平成28年の4月1日に定めるものでございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、議第8号 垂井町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

新旧対照表は7ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、地方公務員法が改正されたことに伴いまして、任命権者が報告しなければならない項目について改正するものでございます。

また、行政不服審査法の改正に伴いまして、所要の改正もいたしておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

それでは、条文の中身を御説明させていただきます。

垂井町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。

まず、第3条の報告事項でございますが、各号を繰り下げ、第7号中の「及び勤務成績の評定」を削る整理を行い、新たに第2号として「職員の人事評価の状況」、そしてまた第8号といたしまして「職員の退職管理の状況」をそれぞれ追加いたすものでございます。

次に、第5条は、公平委員会の報告事項でございますが、行政不服審査法の改正によりまして、第5条第2号中の「不服申立て」を「審査請求」に改めるものでございます。

附則につきましては、施行日の規定でございますが、この条例は28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第9号 垂井町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

新旧対照表につきましては、8ページをごらんになっていただきたいと思います。

改正の主な内容といたしましては、地方公務員法の改正により用語を改めるものでございます。

それでは、条文の中身について御説明をさせていただきます。

垂井町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条、降任及び免職の手續の規定でございますが、先ほどの議第8号と同様に、地方公務員法の改正によりまして、第1項中の「勤務成績評定書」を「人事評価」に改めるものでございます。

附則は、施行期日の規定でございますが、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。よろしく願いをいたします。

次に、議第10号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

新旧対照表につきましては、9ページでございます。

今回の改正につきましては、地方公務員法の改正による条項ずれ、そしてまた学校教育法の改正による新たな学校種類の追加でございます。

それでは、条文について御説明を申し上げます。

垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

まず、第1条でございますが、条例の目的の規定でございます。地方公務員法の改正により条項ずれを改めるものでございます。

続きまして、第8条の2第1項第2号の育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務に係る規定の改正でございますが、学校教育法の改正による新たな学校種類といたしまして、小中一貫教育の義務教育学校が規定されたため、小学校に相当する「義務教育学校の前期課程」を加え、

あわせて「特別支援学校の小学部」について、同様に追加をいたすものでございます。

附則といたしまして、第1項は、施行期日の規定でございます。

第2項は、施行日前においても当該請求を行うことができるという経過措置の規定でございます。

次に、議第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

新旧対照表につきましては、10ページになります。よろしくお願いをいたします。

今回の改正につきましては、地方公務員災害補償法施行令の改正によりまして、地方公務員災害補償法による給付と同一事由により障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改正を行うものでございます。

それでは、条文の中身について補足説明をさせていただきます。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表、傷病補償年金と障害厚生年金等が併給される場合の調整率、そしてまた同条第2項の表、休業補償に関し、障害厚生年金等が併給される場合の調整率について、いずれも「0.86」を「0.88」に改めるものでございます。

附則といたしまして、第1項、施行期日でございますが、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

また、第2項の経過措置でございますが、改正後の附則第5条第1項及び第2項の規定は、施行日以後に支給される補償について適用し、施行日前に支給される補償については、なお従前の例によるものでございます。よろしくお願いをいたします。

次に、議第12号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

新旧対照表につきましては、11ページ及び12ページをごらんになっていただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、就学指導委員会の名称変更と、議第3号の垂井町行政不服審査法施行条例により設置される垂井町行政不服審査会の委員報酬を定めるため、所要の改正をお願いいたすものでございます。

それでは、条文の中身について御説明をさせていただきます。

垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条、報酬支給の範囲、並びに額でございますが、「就学指導委員会委員」を「教育支援（就学指導）委員会委員」に改めるとともに、新たに行政不服審査会委員を定めるものでございます。

別表の第1条関係でございますが、就学指導委員会委員の名称を改め、行政不服審査会委員の報酬を「日額4,200円」に定めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日を平成28年4月1日に定めるものでございます。

続きまして、議第16号 垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてでございます。

議案書、並びに改正条例の新旧対照表は27ページから29ページまでをごらんになっていただきたいと思ひます。

今回の条例の改正につきましても、先ほど来申し上げております平成26年6月に公布されました行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりまして、地方税法が一部改正され、審査の申し出等の手続におきまして、地方税法で準用いたします行政不服審査法の規定に関し整合性を図る関係から、所要の改正をお願いした次第でございます。

それでは、条文の中身について御説明を申し上げます。

垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

まず、第4条の関係でございますが、審査の申し出でございます。第2項では、地方税法で準用いたします行政不服審査法第19条第2項の規定に倣い、審査申出書の記載事項を整備いたすものでございます。第3項につきましても、地方税法で準用いたします行政不服審査法第19条第4項の規定に倣い、文言を整理するとともに、引用条項を改めるものでございます。

また、審査申出人の資格喪失の届け出につきましても、第6項として追加をいたしておるところでございます。

次に、第6条、書面審理でございますが、メール等によります弁明書の提出につきまして、第2項として規定をいたし、第3項では、提出のございました弁明書の副本等の送付に関する例外規定を削り、提出のあった反論書の送付について、第5項といたし規定するものでございます。

次に、第11条、決定書の作成でございますが、地方税法で準用いたします行政不服審査法第50条第1項の規定に倣い、決定書の記載事項などを整理するものでございます。

附則といたしまして、施行期日を、行政不服審査法の施行期日でございます平成28年4月1日に定めるものでございます。

また、第2項では、改正後の条例の規定については、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について、課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出からの適用といたすため、経過措置を規定いたしたところでございます。よろしくお願ひをいたします。

続きまして、議第23号 大垣地域公平委員会の共同設置に関する規約の変更に関する協議について補足説明をさせていただきます。

新旧対照表は89ページをごらんになっていただきたいと思ひます。

改正の概要といたしましては、同じく行政不服審査法の改正によりまして文言の整理をいたすものでございます。

それでは、条文に入りたいと思ひますが、大垣地域公平委員会の共同設置に関する規約の一部を次のように改正する。

まず、第6条第1項ただし書き中、「不服申立て」を「審査請求」に改めるものでございま

す。

附則は、施行期日の規定でございます。この規約は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、議第3号、そして議第5号、6号、それから議第8号から議第12号まで及び議第16号、議第23号につきましての補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 私のほうからは、産業課所管に係ります議第4号、議第20号及び議第21号の3件について補足説明をさせていただきます。

初めに、議第4号 垂井町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について説明をさせていただきます。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法でございますけれども、この法律は、企業立地の促進のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取り組みを効果的に支援するための措置を講ずることを目的として、平成19年に公布された法律でございます。

この企業立地促進法の中では、特に重点的に企業の立地を図るべき区域として指定することに国から同意があった場合には、その工場の敷地の緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合について、条例にて工場立地法により公表された準則にかえて適用すべき準則を定めることができるとなっております。

本年2月1日付をもって、本町の栗原地区の15.6ヘクタールの区域が重点区域として指定することに国の同意を得ることができたため、緑地面積などの緩和を図るために本条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

第1条でございますけれども、この条例の趣旨を書いております。先ほど説明しましたとおり、工場立地法により公表された準則にかえて適用すべき準則を定めるものという旨が規定されております。

第2条でございますけれども、定義でございます。この条例において使用する用語の定義は、工場立地法で使用する用語の例によるというものでございます。

続きまして、第3条でございます。この第3条では、区域、並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合を規定するものでございます。区域につきましては、同意企業立地重点促進区域でございます。先ほど申し上げましたとおり、今のところ、栗原地域の15.6ヘクタールが対象となるものでございます。緑地面積の敷地面積に対する割合でございますけれども、工場立地法では100分の20以上と規定されているものを、本条例では100分の5以上に緩和するも

のでございます。また、環境施設の面積の敷地面積に対する割合でございますけれども、工場立地法では100分の25以上と規定されているものを、本条例において100分の10以上に緩和するものでございます。

附則でございますけれども、この附則では施行期日を規定しております。

以上が第4号の補足説明でございます。

続きまして、議第20号 垂井町企業立地促進条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

本条例は、本町における企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講じ、もって産業の振興と雇用の拡大を図り、町政の進展に寄与することを目的として制定された条例でございます。

今回の改正では、さらに立地の促進を図るため、奨励措置を改める内容のものでございます。新旧対照表の84ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

第2条の用語の定義の中では、対象となる企業の業種について、日本産業分類に掲げる製造業に加え、情報通信業、運輸・郵便業、学術研究、専門・技術サービス業を適用の範囲として拡大するものでございます。なお、風俗営業に係るものを適用の除外とすることもあわせて明記させていただきました。

これにあわせて、いわゆる中小企業と大企業の区別をなくすために、改正前の第5号を削除するものでございます。

次に、第4条でございますが、奨励金の交付基準及び交付額についての規定でございます。1号につきましては、工場設置奨励金に関する規定でございますが、今回は改正を行いません。投下固定資産に対して賦課された固定資産税額を限度として、操業開始後、初めて賦課された年度から3年とするものでございます。

2号につきましては、雇用促進奨励金に関する規定でございます。操業開始に伴い、新たに雇用する本町在住の従業員について、操業開始の日に本町に居住し、かつ引き続き1年以上常時雇用する従業員の数を交付の対象としていたものを、雇用の時期を、操業開始の日の1年前から起算して、2年間に幅を広めたものでございます。あわせて、従業員1人に対する交付の額を5万円から10万円に引き上げるとともに、交付の対象となる町内在住の従業員の最少の数の制限を削除するものでございます。

次に、第5条でございますが、事業者の指定についての規定でございます。工場設置の場所を都市計画法で定める工業地域及び準工業地域を基本としていましたが、法令で許可となる場所であれば指定することを基本とし、第1号を削除するものでございます。

改正後の第1号においては、工場設置奨励金の投下資産の総額についての規定でございますが、中小企業、大企業の区別や新設、増設及び移設の区別をなくし、一律1億円以上に引き上げるものでございます。

改正後の2号につきましては、雇用設置奨励金の対象となる場合に、新たに雇用する従業員

の数について規定しているものでございますが、これも中小企業、大企業の区別や新設、増設及び移設の区別をなくし、5人以上に引き上げるものでございます。

第6条以下は、改正による条項の変更及び文言の整理でございます。

附則につきましては、施行期日と経過措置を規定しております。

以上、議第20号についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第21号 垂井町町営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

本条例は、町営土地改良事業に要する経費について、当該事業の受益者に対し、分担金を賦課徴収することについて、賦課の基準等の決定、賦課に対する異議の申し出、徴収延期及び減免について定められているところでございます。

今回の改正は、先ほど説明があったとおり、行政不服審査法の全部改正により、不服申し立ての種類を原則として審査請求に一元化されたこと、審査請求期間を3カ月に延長されたことにより、条例第3条に規定します賦課に対する異議の申し出に係る部分を改正するものでございます。

新旧対照表の88ページをあわせてごらん願います。

垂井町町営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

第3条の見出しの部分、「異議の申出」を「審査請求」に、また第1項中、「30日」を「3カ月」に、「異議を申し出る」を「審査請求する」に、第2項においては、「異議の申出」を「審査請求」に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を規定しております。

以上、産業課所管に係ります補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは、議第7号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例及び垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正につきまして、企画調整課に係ります第1条及び、関連がございますので、第2条につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、各地区公民館のセンター化に向けて各地区が協議をいただいているところでございますが、今回、平成27年の10月16日に栗原地区まちづくり協議会の会議におきまして地区まちづくりセンター化について協議がされ、生涯学習の推進及び福祉の増進のために、その地域に住む人たちがみずからの知恵と力で解決していくために、栗原地区まちづくり協議会の活動拠点といたしまして、栗原地区は合原公民館を栗原地区まちづくりセンターへ移行する旨の協議がなされました。その結果、栗原地区まちづくり協議会が主体となり、

地域まちづくり交付金等を活用した中で、地域の課題解決や特性を生かしたまちづくりの推進への取り組みや、これまで公民館が事業としてきました社会教育事業とか生涯学習事業等に取り組んでいくための場として、10月31日付で栗原地区より要望書が提出されました。

それに伴いまして、第1条では、垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正箇所といたしましては2カ所でございますが、お配りしてあります新旧対照表の5ページをごらんください。

第2条の名称、位置及び対象区域の表の中でございますけれども、垂井町垂井地区まちづくりセンターの次に次のように加えるということでございます。名称といたしましては、「垂井町栗原地区まちづくりセンター」、位置といたしましては、「垂井町栗原1075番地」、事業の主たる対象区域といたしましては、「合原小学校の通学区域」を加えるものでございます。

続きまして、使用料についてでございますけれども、別表の垂井地区まちづくりセンターの次に、栗原地区まちづくりセンター使用料として追加するものでございます。内容といたしましては、大会議室、小会議室、和室、実習室、それぞれ4段階の使用料の規定でございます。

続きまして、関連がございますので、第2条の垂井町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部につきまして、改正箇所、こちらも2カ所でございますが、お配りしてあります新旧対照表の6ページ、次のページでございますが、ごらんください。

第2条第2項の設置の表の垂井町立表佐公民館の次に、名称といたしましては、「垂井町立合原公民館」、位置といたしましては、「垂井町栗原1075番地」、事業の主たる対象といたします区域といたしましては、「合原小学校の通学区域」を全部削除するものでございます。

続きまして、使用料につきましてでございますけれども、別表の垂井町立表佐公民館の次の垂井町立合原公民館の使用料を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますけれども、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 私のほうからは、議第17号、18号、19号、26号の健康福祉課所管に係ります4件について補足説明をさせていただきます。

初めに、議第17号 垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正についてですが、今回の改正は、留守家庭児童教室に係ります最近のニーズの高まりに基づきまして、留守家庭児童教室の入室資格の対象を小学校4年生までの児童に引き上げることと、夏休み期間のみの入室を受け入れることとし、あわせて保育料を改めるもので、所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正条例の中身に入らせていただきますが、あわせてお配りしてございます新旧

対照表29ページをごらん願いたいと存じます。

初めに、入室の資格を定める第4条中、「第3学年」を「第4学年」に改めるもので、これまで入室の資格が小学校1年生から小学校3年生までであったものを、今回、小学校4年生まで引き上げるように改めるものでございます。

続きまして、保育料を定める第8条中、第1項では、これまでの通常期間の月額1万円の保育料のほかに、夏期休業加算額として、8月のみでございますが、「5,000円」を、夏期休業期間に限り入室する場合の保育料については「2万5,000円」を新たに加えるものです。

これは、夏休み期間のみの入室を認めるとともに、夏休み期間の保育料を新たに定めるものです。通常期間の入室児童につきましては、月額保育料のほかに、8月のみ5,000円を加算することとし、夏休み期間のみの入室児童につきましては、夏休み期間の7月と8月の2カ月分の保育料として2万5,000円とするものです。これは、夏休み期間におきましては、通常期間に比べ預かり時間が長いため、指導員が2交代、また2回のおやつなど、経費が通常期間よりも増加することから、応分の負担として、これまでより若干の引き上げをさせていただきました。

続きまして、第8条第2項では、保育料の減額と免除について定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行させていただくものでございます。

以上、議第17号 垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第18号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

この条例は、要介護の認定を受けた方が介護保険で受けられるサービスを実施する事業所の基準について定めたもので、現在、8つの介護サービス事業について定められています。

今回の改正は、介護保険法及び厚生労働省令の一部改正に伴うもので、主な改正点は、居宅サービスであります通所介護のうち、利用定員18人以下の小規模事業所を地域密着型通所介護として新設することと、地域密着型通所介護事業者に6カ月に1回の運営推進会議の開催を義務づけること、そして、運営会議における記録の作成と公表について義務づけることなどで、これらの改正に伴います所要の条文整備等を行うものでございますが、今回は条項ずれなど、字句文言に係る説明は省かせていただきます。

なお、本町におきましては、本条例で定めるサービスが全て行われているわけではございませんで、今回、新たに定める地域密着型通所介護と、第4章の認知症対応型通所介護、第6章の認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームですが、これらの事業所のみ垂井町で行われているわけですが、他のサービスについても同様に条例で定めておくものでございます。

それでは、改正条例の中身に入らせていただきますが、別途お配りしてございます新旧対照表のほうで説明をさせていただきたいと存じます。

新旧対照表の30ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、目次でございますが、地域密着型通所介護を新設するため、第3章第4節の次に、「第3章の2 地域密着型通所介護」を加えるもので、以降、第1節から第4節と、第5節の第1款から第4款について、目次に加えるものでございます。

次に、条文に入りまして、32ページの下段付近でございますが、第3章の2、地域密着型通所介護に係る基準についての条項を加えるものです。第1節から第4節で、当サービスの基本方針、並びに人員、設備、運営についての基準を定め、第5節では、指定療養通所介護サービスに係る基本方針、並びに人員、設備、運営について、それぞれ基準を定めております。

条文の中身でございますが、32ページから33ページにかけてごらん願います。

まず、第1節の59条の2で、サービスの定義となる基本方針を定めております。

次に、第2節の59条の3と4では、人員に関する基準を定めるもので、生活相談員、看護師、または准看護師、介護職員、機能訓練指導員や管理者について定めております。

次に、36ページですが、第3節の第59条の5では、設備に関する基準を定め、事業の運営を行うための設備及び備品についての基準などを定めております。

次に、38ページですが、第4節の第59条の6から第59条の20までは、運営に関する基準を定めておりまして、利用者、入居者に直結するサービスの共通的なものとして、心身の状況の把握、利用料、基本的取り扱い方針、介護計画の作成、管理者の責務、運営規定、勤務体制の確保、定員の遵守、非常災害対策、衛生管理費、地域との連携、事故発生時の対応、記録の整備などを定めております。

次に、48ページでございますが、第5節の59条の21から第59条の38まで、指定療養通所介護のサービスに係ります基準を定めるもので、第1款から第4款まで、基本方針、並びに人員、設備、運営についての基準を定めております。

冒頭に申しました今回の主な改正点でございますが、44ページの第59条の17におけます地域との連携で、6カ月に1回以上の運営推進会議の開催を義務づけることとしております。

また、今回、新しく定めます基準は、基本的に国の基準に従って、またこれを参酌して、条例で基準を定めることとされておりますが、当条例におきましては基本的に国の基準に従うこととしておりますが、46ページの第59条の19の記録の整備におけるサービスの提供に関する記録の保存期間につきましては、国の基準が2年間であるところを、当条例におきましては保存期間を5年間といたしました。これは、介護報酬過誤返還等の公法上の債権消滅時効が5年でございますので、書類保管期間を対応させるため、独自の基準といたしました。

以上が今回新しく定めます地域密着型通所介護の内容でございます。

続きまして、60ページの第60条以降ですが、こちらは、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護について、それぞれ6つのサービスに係る基準が定められているわけですが、今回の改正では、新しく定めました、先ほど

説明しました第3章の2の地域密着型通所介護の条文と同様の基準につきましては当該条文を準用し、一部言いかえるなどして、条文の整理をしているものでございます。

77ページの最後の附則でございますが、第20条、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る経過措置についてを追加しているものでございます。

改正条例に戻っていただきまして、最後の附則につきましては、この条例は平成28年4月1日から施行させていただくというものでございます。

以上、議第18号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第19号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

こちらの条例は、要支援の認定を受けた方が介護保険で受けられるサービスを実施する事業所の基準について定めたものでございます。

今回の改正は、議第18号と同じく、介護保険法及び厚生労働省令の一部改正に伴いまして改正するものでございますが、主な改正点といたしましては、指定介護予防事業者に6カ月に1回の運営推進会議の開催を義務づけること、運営推進会議における記録の作成と公表について義務づけることで所要の条文整備等を行うものでございます。こちらも条項ずれなど、字句文言に係る説明は省かせていただきます。

また、当条例ですが、3つのサービスについてそれぞれ基準が定められていますが、本町においては、条例で規定するサービスが全て行われているわけではなく、認知症対応型通所介護と認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームですが、この2つのみ垂井町で行われているものでございますが、他のサービスについても同様に条例で定めておくものでございます。

それでは、改正条例の中身に入らせていただきますが、別途お配りしてございます新旧対照表で説明をさせていただきます。

新旧対照表の78ページをごらん願いたいと存じます。

初めに、78ページの第39条の地域との連携ですが、第1項で、6カ月に1回以上の運営推進会議の開催を義務づけるものでございます。

同条第2項では、運営会議における記録の作成と公表について義務づけるものでございます。

また、同条第5項では、事業所と同一の建物に居住する者以外へのサービス提供に関して、努力義務を定めております。

なお、今回改めます基準は、基本的に国の基準に従って、またはこれを参酌して、条例で基準を定めることとされており、今回、同条例におきましては基本的に国の基準に従うこととしていますが、79ページの第40条の記録の整備におきましては、先ほどの議第18号と同じく、保存期間について、国の基準が2年間であるところを、当条例におきましては保存期間を5年間

としたというところがございます。理由は先ほどと同様でございます。介護報酬過誤返還等の公法上の債権消滅時効が5年間でございますので、書類保管期間を対応させるため、独自の基準としたというところがございます。

以上が第1章の指定介護予防認知症対応型通所介護に係る、今回改正する内容でございます。

次に、80ページの第62条以降の改正ですが、第3章の介護予防小規模多機能型居宅介護、第4章の介護予防認知症対応型共同生活介護の基準について、今回、改正いたします第2章の指定介護予防認知症対応型通所介護の条文と同様の基準につきましては、当該条文を準用し、一部言いかえるなどして、条文の整理を行うものでございます。

84ページの最後の附則でございますが、第4条、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る経過措置についてを追加するものでございます。

改正条例に戻っていただきまして、最後の附則といたしまして、この条例を平成28年4月1日から施行させていただくものでございます。

以上、議第19号に係ります補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第26号でございます。指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。

今回、指定管理者の指定の議決をお願いする施設は、垂井町デイサービスセンターとけやきの家の2つの施設でございます。現在、いずれも社会福祉法人垂井町社会福祉協議会に管理の指定をしているところでございます。

垂井町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、平成28年2月2日付で社会福祉法人垂井町社会福祉協議会会長 中村義孝より、垂井町デイサービスセンター、並びにけやきの家の2つの施設に対しまして、指定管理者の指定の申請が提出されました。

指定管理者となります社会福祉法人垂井町社会福祉協議会は、当該2つの施設の管理におきまして、既に平成18年度から10年間にわたり受託してきた実績とともに、現在まで適切に管理運営を行ってきており、引き続き業務を実施させることにより、当該施設に係る安定した行政サービスの提供と事業効果等が相当に期待できることから、選定したところでございます。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間といたしました。

よって、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、議第26号 指定管理者の指定についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上、議第17号、18号、19号、26号の4件についての補足説明とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 私からは、建設課所管に関します2件、議第22号、議第24号の補足

説明をさせていただきます。

初めに、議第22号 垂井町町営住宅条例の一部改正について説明をさせていただきます。

配付資料は新旧対照表89ページでございます。

今回の改正の要旨は、駒引町営住宅及び比女町営住宅の用途廃止に伴い、管理戸数をそれぞれ1戸減ずるものでございます。

駒引住宅については、かねてから用途廃止の上、譲渡処分、または取り壊しを、また比女住宅については、用途廃止の上、取り壊しをする方針で進めてまいっておるところであります。

これまでに駒引住宅においては、平成14年度を皮切りに合計24戸を、比女住宅においては、平成15年度から合計5戸をそれぞれ用途廃止いたしてまいりました。

このたび、新たに入居者の退去による空き家、それぞれ1戸を用途廃止するものでございます。

なお、建物の取り壊しについては、平成28年度一般会計予算措置をお願いし、執行してまいる予定でございます。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

改正規定の第3条は設置についての規定でございまして、第1項の表、駒引町営住宅の項中、「16戸」を「15戸」に、比女町営住宅の項中の「7戸」を「6戸」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただくものでございます。

以上が垂井町町営住宅条例の一部改正についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第24号 町道路線の認定についてでございます。

町道路線認定調書、これは新旧対照表の89ページの次のページからでございます。あわせてごらんください。

今回の町道認定路線は5路線でございます。

初めに、路線番号128、路線名、栗原橋爪線でございます。起点は垂井町栗原字大正1552番地先、終点は同1569番2地先でございまして、あいほら医院南の栗原東交差点から南下をし、養老町との行政境に至る延長220メートル、幅6.5メートルの、現在は県道養老垂井線となっております区間でございますが、県の旧道処理計画に基づき、岐阜県から垂井町に移管するためのものでございます。

次に、路線番号2120、路線名、宮代120号線でございます。起点は垂井町宮代字北屋敷345番5地先、終点は同331番1地先でございまして、サカエ電気工事店の南東角付近から15メートル北上をし、左に折れて、さらに85メートルを西進する延長100メートル、幅6メートルの道路改良を実施してまいるためのものでございます。

続きまして、路線番号3139、路線名、表佐139号線でございます。起点は垂井町表佐字一色920番6地先、終点は同918番3地先でございまして、元喫茶アプローチの南付近から西進をいたします延長65メートル、幅6メートルの、こちらは宅地開発により新設された私道でございますが、垂井町私道寄附採納要綱に基づき寄附を受けるものでございます。

続きまして、路線番号7083、路線名、綾戸83号線でございます。起点は垂井町綾戸字荒越894番20地先、終点は同894番14地先でございます。グループホームのメディカルケアサービス東海(株)の東北付近から北西に進む延長110メートル、幅6メートルの、これも宅地開発により新設をされた私道を、垂井町私道寄附採納要綱に基づき寄附を受けるものでございます。

続きまして、路線番号7084、路線名、綾戸84号線でございます。起点は垂井町綾戸字河原道1042番2地先、終点は同1031番6地先でございます。喫茶ポピーの東南付近から東進をいたします延長60メートル、幅6メートルの、こちらも宅地開発により新設された私道を、垂井町私道寄附採納要綱に基づき寄附を受けるものでございます。

以上、5路線の町道路線の認定について補足説明をさせていただきました。

建設課所管に関します議案は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(丹羽豊次君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため、審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第3号から議第12号、議第16号から議第24号及び議第26号の各議案は、精読のため、審議を延期することと決定しました。

しばらく休憩いたします。再開は14時55分といたします。

午後2時39分 休憩

午後2時55分 再開

○議長(丹羽豊次君) 再開いたします。

日程第6 議第13号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長(丹羽豊次君) 日程第6、議第13号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長(中川満也君) 議第13号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

人事院勧告に伴う国の対応に準じ、期末手当の引き上げについて、所要の改正を行うものがあります。

細部につきまして、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、賛同賜りますよ

うよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） それでは、議第13号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

なお、今回の改正条例につきましては、同一条例の一部改正を2条に分けて行う方式をとらせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案書、それから新旧対照表は12ページ、13ページをごらんになっていただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、町長の提案説明にもございましたとおり、平成27年8月6日付の人事院勧告に伴う国の対応につきまして、一般職の給与改定に準じ、議員各位の期末手当の支給割合を年0.1月分引き上げ、4.2月とする改正でございます。

それでは、条文の中身について御説明をさせていただきます。

垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

まず、第1条による改正でございます。第5条第2項中の期末手当の支給割合についてでございますが、「100分の212.5」を「100分の222.5」に改めるものでございます。平成27年度分の期末手当につきまして、12月支給分で一括して年0.1月分を引き上げるものでございます。

続きまして、第2条による改正でございます。同じく第5条第2項中の6月分の支給割合「100分の197.5」を「100分の202.5」に、また12月の支給割合につきましては、第1条で改正する「100分の222.5」を「100分の217.5」に改めるものでございます。これにつきましては、第1条の改正では、12月分で年0.1月分を引き上げいたしますが、平成28年度分に係る改正である第2条につきましては、現状と比較して、6月分、12月分、それぞれ0.05月の引き上げ、つまり年0.1月分の引き上げになるように改めをさせていただくものでございます。

附則といたしまして、第1項、施行期日等の規定でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行するものとしたし、附則第2項では、第1条の規定による改正後の条例の規定は、平成27年4月1日から遡及適用するものでございます。

附則の第3項につきましては、期末手当の内払いでございますが、改正前に支払われております期末手当は改正後の期末手当の内払いとみなすものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第13号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第14号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第7、議第14号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第14号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

先ほどと同じように、人事院勧告に伴う国の対応に準じ、期末手当の引き上げについて所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） それでは、議第14号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

さきの議第13号と同様に、この改正条例につきましても2条に分ける方式をとっておりますので、よろしくお願いいたします。

議案書、並びに新旧対照表の14ページでございますが、ごらんになっていただきたいと思います。

議第13号と同じく、期末手当の支給割合について、年0.1月分引き上げ、年4.2月分とするものでございます。

それでは、条文に入りますが、垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のよ

うに改正するものでございます。

まず、第1条による改正でございますが、第5条第2項の期末手当の支給割合について、12月分の割合でございます「100分の212.5」を「100分の222.5」に改め、年0.1月分引き上げるものでございます。

続きまして、第2条による改正でございますが、同じく第5条第2項の期末手当の支給割合につきまして、6月分、12月分に0.05月ずつ割り振り直しまして、それぞれ6月分は「100分の202.5」に、12月分は「100分の217.5」に改めるものでありまして、合計して年4.2月分とするものでございます。

附則といたしまして、第1項、施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行するもの。ただし、第2条の規定につきましては、平成28年4月1日から施行するものとし、附則第2項では、第1条の規定による改正後の条例の規定は、平成27年4月1日から適用するものでございます。

附則の第3項につきましては、期末手当の内払いでございますが、改正前に支払われております期末手当につきましては、改正後の期末手当の内払いとみなすものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第14号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第15号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第8、議第15号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

[町長 中川満也君登壇]

○町長（中川満也君） 議第15号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

人事院勧告に伴う国の対応に準じた俸給表、勤勉手当等の改定、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

[総務課長 早野博文君登壇]

○総務課長（早野博文君） それでは、議第15号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

なお、この改正条例につきましても、同一の条例の一部改正を2条に分けておりますので、よろしくお願いをいたします。

議案書、並びに新旧対照表の15ページをお開き願いたいと思います。

まず初めに、27年度の人事院勧告によりますポイントでございますが、大きくは月例給とボーナスの引き上げが行われたことでございます。

内容につきましては、1つには、民間給与との較差を埋めるため、等級表の水準が引き上げられたこと。そしてまた、ボーナスの率につきましては、一般職では勤勉手当でございますが、年0.1月、再任用職員につきましては0.05月の引き上げが行われたところでありまして、これに準じた条例改正を行ったところでございます。

そのほかの改正につきましては、地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴う所要の改正を行っておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、条文に入りたいと思いますが、垂井町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

まず、第1条による改正でございます。垂井町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第9条の2、初任給調整手当の規定でございますが、医療職人材の確保のための手当でございますが、医療職俸給表の改定状況に応じた改定がなされ、第1号では、医師及び歯科医師に対する月額額の改定、第2号では、医学・歯学の専門的知識を必要とする職員に対する月額額の改定でございます。現在、該当する町職員はございません。

次に、第20条、勤勉手当の規定でございますが、第2項、職員の勤勉手当の総額を算出するための率を改めるものでございまして、議員、特別職の改正と同様、27年度分は12月支給分で0.1月分引き上げる改正内容となっており、第2号の再任用職員につきましては、12月分で年

0.05月引き上げる内容となっておりますのでございます。

附則の第25項につきましては、給料表の6級以上で55歳以上の職員は、給与減額規定、1.5%の減額が適用されておるところでございますが、勤勉手当の総額の規定についても減額されるべき金額を算出するための率を12月分について改正をいたすものでございます。

次に、別表の1、第3条関係でございますが、行政職給料表については、議案書の2ページから5ページのように改正をいたすものでございます。よろしくお願いたします。

続きまして、第2条の改正でございますが、同じく垂井町職員の給与に関する条例の改正でございます。

新旧対照表につきましては、23ページでございます。

第1条の目的の規定につきましては、地方公務員法の改正による条項ずれの改正でございます。

次に、第3条第3項につきましては、従来まで町の規則で定めておりました級別の基準職務表をこのたびの地方公務員法の改正により条例に規定することとなりましたので、別表第2として追加をいたすものでございます。

次に、第5条の第2項、等級の決定に係る規定につきましては、先ほどの級別基準職務表の追加により、引用条項を加えるものでございます。

第19条の3第4項につきましては、行政不服審査法の改正による引用条項を整理いたすものでございまして、審査請求ができる期間の規定でございます。

第20条第2項の勤勉手当の総額を計算するための率につきましては、第1号では、再任用職員以外の職員について、6月、12月分が同率となるよう「100分の80」に改め、第2号の再任用職員についても同様に「100分の37.5」に改めるものでございます。

次に、6ページに移りますが、附則の25条につきましては、第20条の勤勉手当の率の改正に合わせて、6級以上で55歳以上の職員の減額率を、6月分、12月分を同率に改めるものでございます。

次に、7ページでございますが、附則といたしまして、第1項、施行期日等の規定でございますが、この条例は公布の日から施行し、ただし、第2条の規定につきましては、28年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、第1条の規定につきましては平成27年4月1日から適用するものでございます。

次に、第3項につきましては、第1条による改正前に支給された給与は、改正後の給与の内払いとみなす規定でございます。

第4項は、規則への委任規定でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第15号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第25号 土地の取得について

○議長（丹羽豊次君） 日程第9、議第25号 土地の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第25号 土地の取得について、提案理由を御説明申し上げます。

垂井こども園（仮称）の建設事業用地として土地を取得するに当たり、地方自治法第96号第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） それでは、私のほうから、議第25号 土地の取得について補足説明をさせていただきます。

今回、取得をお願いいたします土地でございますが、垂井こども園、仮称でございますけれども、建設事業の用地でございます。

昨年以來、対象土地の測量、並びに不動産鑑定を行い、買い取りの予定金額を決定した後、税務署との事前協議も調い、ことしに入り、関係地権者と交渉の結果、2月22日付で全ての地権者と仮契約を締結したところでございます。

今回取得いたします土地は、提案説明にもありましたように、垂井町字金福地地内におきまして取得する土地の筆数は全部で9筆、取得する面積は合計5,590.25平方メートル、取得の予

定価格は合計1億2,770万7,624円、関係地権者7名の方を取得の相手方といたしまして、今回議決をお願いするものでございます。

なお、議決をいただいた後は、本契約締結の上、協力をいただいた方々に早速代金を支払う手続を進める予定でございます。

以上、議第25号 土地の取得についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第25号 土地の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第37号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第5号）

○議長（丹羽豊次君） 日程第10、議第37号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第37号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1億2,011万8,000円を追加し、予算総額を89億931万5,000円とするものであります。

補正いたしますものは、職員の異動、または給与改定等に伴う人件費を補正するほか、総務費では、総務管理費におきまして、巡回バスの運行諸経費に係ります委託料及び備品購入費の減額、「広報たるい」印刷に係ります需用費の増額、西美濃創生広域連携推進協議会負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額、地方公共団体情報セキュリティ強化対策業務に係り

ます委託料の増額、社会保障・税番号制度中間サーバー負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額、財政調整基金への積立金の増額につきまして、それぞれ措置をいたしたところでございます。

また、戸籍住民基本台帳費におきましては、個人番号カード交付事務に係ります役務費及び通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置をいたしました。

民生費では、社会福祉費におきまして、国民健康保険特別会計への繰出金の増額、老人保護措置費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の減額、老人福祉センター燃料費に係ります需用費の減額、介護保険特別会計への繰出金の減額、日常生活用具給付等事業、障害福祉サービス費等ほかに係ります扶助費の増額、後期高齢者医療療養給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の増額、臨時福祉給付金給付事業に係ります委託料、負担金、補助及び交付金の減額、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業に係ります需用費、役務費、委託料、負担金、補助及び交付金の増額につきまして、それぞれ措置をいたしました。

また、児童福祉費におきましては、病後児保育負担金及び子ども・子育て支援施設型給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の減額を、養育医療費助成事業及び障害児施設給付等に係ります扶助費の増額、保育緊急確保事業補助金など、過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料の増額、私立保育所延長保育促進事業補助金ほかに係ります負担金、補助及び交付金の減額、こども園用地の物件移転補償費に係ります補償、補填及び賠償金の増額、留守家庭児童教室の臨時職員に係ります賃金、賄材料費に係ります需用費、自動車借上料に係ります使用料及び賃借料の減額、子育て世帯臨時特例給付金給付事業に係ります委託料、負担金、補助及び交付金の減額につきまして、それぞれ措置をいたしました。

衛生費では、保健衛生費におきまして、浄化槽設置整備事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金、健康増進事業、予防接種及び健康増進計画等策定業務に係ります委託料につきまして、それぞれ減額措置をいたしました。

また、清掃費におきましては、クリーンセンター燃料費に係ります需用費、廃棄物資源分別回収事業奨励金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして減額措置をいたしました。

労働費では、労働諸費におきまして、大垣労務推進協会助成金に係ります負担金、補助及び交付金の増額、勤労者融資預託金に係ります投資及び出資金の減額につきまして、それぞれ措置をいたしました。

農林水産業費では、農業費におきまして、機構集積協力金交付補助金に係ります負担金、補助及び交付金の減額、県営土地改良事業負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額、元気な農業産地構造改革支援事業費補助金などに係ります負担金、補助及び交付金の減額につきまして措置をいたしたところでございます。

商工費では、離山周辺工場用地排水県道横断工事に係ります工事請負費の減額、中山道まち

づくりワークショップ運営業務に係ります委託料の減額、西美濃広域観光推進協議会負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額について、それぞれ措置をいたしました。

土木費では、道路橋りょう費におきまして、除雪用グレーダー等借上料に係ります使用料及び賃借料の増額措置をいたし、また国庫支出金の都市再生整備事業交付金の変更に伴います財源更正も措置いたしました。

また、都市計画費におきましては、民間木造住宅耐震診断業務に係ります委託料、建築物等耐震化促進事業費補助金に係ります負担金、補助及び交付金、駅周辺整備に係ります工事請負費につきまして減額措置をいたしました。また、国庫支出金の都市再生整備事業交付金の変更に伴います財源更正も行いました。

教育費では、小学校費におきまして、垂井小屋内運動場非構造部材耐震工事監理業務に係ります委託料及び垂井小・表佐小屋内運動場非構造部材耐震工事に係ります工事請負費につきまして、増額措置をいたしました。

中学校費におきましては、英語指導助手に係ります報酬の減額、北中屋内運動場非構造部材耐震工事に係ります工事請負費の増額につきまして、それぞれ措置をいたしたところでございます。

社会教育費におきましては、文化財保存修理事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして減額措置をいたしました。

保健体育費におきましては、給食センターの燃料費に係ります需用費の減額、蒸気式回転釜設置委託料に係ります委託料の減額、調理室空調機取りかえ工事に係ります工事請負費の増額につきまして、それぞれ措置をいたしたところであります。

公債費では、減債基金繰入金の減額に伴います元金の財源更正、平成26年度借入分の利子、一時借入金利子などに係ります償還金、利子及び割引料の減額について措置をいたしました。

財源につきましては、町税、地方特例交付金、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金及び町債により収支の均衡を図った次第であります。

なお、繰越明許費としましては、情報セキュリティ強化対策事業、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業に係ります西美濃創生広域連携推進協議会負担金、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業に係ります大垣労務推進協会助成金、経営体育成基盤整備事業、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業に係ります西美濃広域観光推進協議会の負担金、相川児童公園改修事業、小学校及び中学校屋内運動場非構造部材耐震事業、大滝橋ほか2カ所の災害復旧事業に係ります経費を平成28年度に繰り越して実施することをお願いするものであります。

また、地方債の補正につきましては、一部起債の追加及び限度額の変更をお願いするものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま上程されました議第37号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第5号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、今回の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,011万8,000円を追加させていただきますと、総額をそれぞれ89億931万5,000円といたすものでございます。

第2項につきましては、補正いたします款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によることとしておりますので、こちらにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

それでは、細部につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、歳出でございますが、15ページをお開き願いたいと思っております。

款2総務費、項1総務管理費、目1の一般管理費でございます。こちらは、まず総務課、企画調整課、会計課職員に係ります職員人件費でございます。職員の異動等に伴いまして、節2の給料及び節4共済費におきまして、合わせまして2,000万円の減額を行うものでございます。次に、節13委託料でございますが、330万4,000円の減額でございます。今年度の巡回バス管理業務でございますが、既決額を大きく下回ったことから、330万4,000円の減額を行うものでございます。次に、節18備品購入費につきましては、巡回バスの購入につきまして、契約額が予算額を下回ったことによりまして、107万8,000円の減額をお願いいたしました。

目2の文書広報費、節11需用費30万円の増額でございますが、「広報たるい」に係ります印刷製本費の不足に伴う増額でございます。ページ数等の増加による要因でございます。

次に、目6の企画費、節19負担金、補助及び交付金では、大垣市を初めといたします12市町で構成される西美濃創生広域連携推進協議会に対し、各市町が負担金を支出いたし、広域で定住促進を図っていかうとするなど、当町におきましても250万円の増額を行った次第でございます。なお、こちらにつきましては、全額が国庫支出金で措置されるものでございます。あわせて、国の補正予算を活用いたしまして、28年度へ繰り越しをいたし、事業を展開するものでございますので、重ねてお願いをいたします。

次に、目7の電算管理費、節13委託料でございます。こちらにつきましては、まず1番でございますが、社会保障・税番号制度対応改修業務の見込み額が既決額を下回ったことなど、1,383万5,000円を減額いたすとともに、2番につきましては、新たに地方公共団体情報セキュリティ強化対策業務といたしまして4,500万円の追加をお願いいたしました。合わせまして3,116万5,000円の増額でございます。このうち、2番の業務につきましては、昨年12月25日付の総務大臣通知によりまして御案内のとおり、マイナンバー制度に係りますさらなる情報ネットワークセキュリティ対策の抜本的強化が図られることとなりまして、番号法利用事務系端末から住民情報流出を徹底して防止することなどを目的に、必要なシステム整備を行うもので

ございます。なお、こちらにつきましても、国の補正予算計上を受けまして、平成28年度へ繰り越しをいたし、対策を講ずるものでございます。同じく節19の負担金、補助及び交付金でございますが、こちらは、東京にございます地方公共団体情報システム機構に支払います社会保障・税番号制度中間サーバー負担金といたしまして558万6,000円の増額を行うものでございます。財源内訳にございますとおり、全額国庫補助金でございます。

次に、目11の財政調整基金費、節25の積立金でございますが、財政調整基金に、今回の補正予算につきまして精査した結果から、充当可能見込み額を財源といたしまして3,800万円の増額を行ったところでございます。

次に、16ページに入りますが、項3の戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節3の職員手当等でございますが、主に給与改定ほか、マイナンバー制度の開始に伴い、時間外勤務手当等がふえたことに伴いまして49万円の増額をお願いしたところでございます。また、節12の役務費では3万3,000円の増額を行うものでございます。昨年末、通知カードが、東京にございますシステム機構から簡易書留で郵送されてまいりましたが、今般、役場に返戻されている旨をお知らせすることから、発送に係ります費用をお願いした次第でございます。同じく節19負担金、補助及び交付金では、システム機構に支払います通知カード、個人番号カード関連事務委任交付金といたしまして474万2,000円の増額を行うものでございます。全額が国庫補助金で措置されるものでございます。

続きまして、款3の民生費、項1の社会福祉費、目1の社会福祉総務費でございます。節28の繰出金でございますが、保険税の軽減措置に伴う財政支援で4,996万8,000円を増額いたし、国民健康保険特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、目5の老人福祉費でございます。こちらは、健康福祉課職員に係ります人件費の減額でございますが、節2の給料、節3の職員手当等及び節4の共済費におきまして、合計いたしまして765万円の減額を行うものでございます。続きまして、節19の負担金、補助及び交付金でございますが、西濃清風園の入所者人数に応じて算出いたします老人保護措置費負担金につきまして、予定しておりました入所者よりも少ない見込みとなることから、433万3,000円の減額を行うものでございます。

続きまして、目6の老人福祉施設費でございます。老人福祉センターの燃料費の関係でございますが、節11需用費におきまして64万9,000円の減額を行うものでございます。

続きまして、17ページに入りますが、目10の介護福祉費でございます。こちらは、一般会計から介護保険特別会計への繰出金につきまして、節28の繰出金の減額を行うものでございます。概要といたしましては、1番にございます介護給付費負担金繰出金で515万円の減額、2番の事務費等繰出金で550万円の減額、合わせまして1,065万円の減額を行うものでございます。

続きまして、目11の障害者福祉費でございます。まず1番の日常生活用具給付等事業、そして2番の障害福祉サービス費等ほかにつきましては、不足が生じる見込みであることから、節20の扶助費におきまして合計で415万5,000円の増額を行うものでございます。特にストマ装着

に係ります給付が近年増加傾向にあることなどが主な要因でございます。よろしく願いをいたします。

次に、目12の後期高齢者医療費でございます。ここでは、岐阜県後期高齢者医療広域連合へ支出いたします療養給付費負担金につきまして、当初予算で2億5,323万9,000円を予定しておりましたが、納付額が変更となりましたことから、節19負担金、補助及び交付金におきまして762万3,000円の追加増額をさせていただいております。あわせて、節28の繰出金では、一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰出金につきまして668万8,000円の増額を行いました。

続きまして、目13の臨時福祉給付金給付事業費でございます。本年度の事業がおおむね終了いたしましたし、1番におきましては、給付に係る管理システム改修業務と、2番にございます人材派遣業務において、節13委託料におきまして、合わせて484万6,000円の減額を行うものでございます。次に、18ページに入りますが、また臨時福祉給付金の支給につきましても、現時点での給付見込み者数から不用額が生じる見込みとなりましたので、節19負担金、補助及び交付金で936万円の減額を行うものでございます。なお、これらの経費につきましては全額が国庫支出金の対象でございますので、財源内訳にありますとおり、合計の1,420万6,000円の減額を行わせていただきました。

続きまして、目14の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費でございます。こちらは新たな制度でございまして、65歳以上の低所得者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金に係る補正でございます。消耗品費や印刷製本費といたしまして、節11の需用費で合計41万7,000円。そしてまた、郵送料といたしまして、節12役務費で46万6,000円。節13委託料関係では、給付金管理システム改修業務と人材派遣業務として、合計で850万4,000円の追加をお願いした次第でございます。次に、給付金の支給につきましては、節19負担金、補助及び交付金におきまして7,500万円の増額を行うものでございます。既に御案内のとおり1人当たり3万円で、給付対象者数といたしましては2,500人を見込んで予算計上いたしました次第でございます。以上、合計の8,438万7,000円につきましては、国庫支出金で措置されるものでございます。また、申しました経費につきましては、御案内のとおり、年明けの国の補正予算成立を受けまして、ことし前半にかけて的確に反映させる必要があることから、今議会の補正予算に計上いたしまして、28年度へ繰り越しをいたし、事業を展開するものでございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、項2の児童福祉費、目1の児童福祉総務費、節19の負担金、補助及び交付金でございます。こちらにつきましては、1番の病後児保育負担金と、2番の子ども・子育て支援施設型給付費負担金の補正でございますが、合わせまして273万1,000円の減額を行うものでございます。いずれも本年度において利用者がいなかったことが主な要因でございます。次に、節20扶助費でございますが、1番の養育医療費助成事業につきましては、本年度は申請件数が多く、不足が生じる見込みから39万5,000円の増額をいたしました。また、2番にございます障害児施設給付等につきましては、利用者増加に伴いまして442万2,000円の増額を行うものでございます。合計で481万7,000円でございます。なお、財源内訳にございますとおり、いずれ

も補正額の補助対象額のうち、2分の1相当額が国庫支出金、4分の1相当額が県支出金で措置され、国・県支出金の合計で391万7,000円でございます。続きまして、19ページに移りますが、節23の償還金、利子及び割引料でございます。過年度の国・県支出金の返還金でございます。平成26年度の利用者数の増、そしてまた保育単価の変更等によりまして交付額が減額となりまして、国または県へ返還することとなりましたので、11万9,000円の増額を行わせていただくものでございます。

続きまして、目2の児童福祉施設費でございます。こちらにつきましては、保育園に係ります職員人件費でございます。職員の異動等に伴いまして、節2の給料及び節4共済費におきまして、合計で2,600万円の減額を行うものでございます。次に、節19の負担金、補助及び交付金につきましては、私立保育所経費に係るものでございますが、まず1番の私立保育所運営費負担金につきましては、保育単価等の変更に伴いまして149万4,000円の増額を、2番の補助金につきましては、①の私立保育所延長保育促進事業補助金につきまして、毎月の運営費の中において延長保育に要する基本経費を加算することに伴いまして469万6,000円の減額を行うものでございます。②の私立保育所低年齢児保育促進事業補助金につきましては、対象経費が補助基準額を下回ったこと等に伴いまして、42万7,000円の減額を行うものでございます。以上、合計で362万9,000円の減額となりました。次に、節22の補償、補填及び賠償金でございます。こちらは、先ほどもございましたが、垂井こども園（仮称）建設用地に係ります樹木等の物件移転補償費でございます。40万円をお願いしております。財源内訳でございますが、国庫支出金で54万1,000円の増額、県支出金におきましては304万円の減額、一般財源につきましては2,673万円の減額となった次第でございます。

続きまして、目7の留守家庭児童教室費、節7の賃金につきましては、児童教室の臨時職員賃金に関するものでございまして、458万円の減額でございます。次に、節11の需用費は、賄材料費で57万4,000円、節14使用料及び賃借料につきましては、自動車借り上げ料で58万5,000円と、いずれも減額をいたすものでございます。

次に、20ページに移りますが、目9の子育て世帯臨時特例給付金給付事業費でございますが、先ほどと同様、本年度の事業がおおむね終了いたし、事務費の不用額が生じる見込みと相なりましたので、節13委託料におきましては、1番、給付金管理システム改修業務と2番の人材派遣業務で合わせまして452万8,000円の減額を行うものでございます。また、節19の負担金、補助及び交付金につきましては、子育て世帯臨時特例給付金の支給につきましても、給付見込み者数が少なく、不用額が生じることとなりましたので、145万8,000円の減額を行うものでございます。なお、これらの事務に係ります財源といたしましては、国庫支出金におきまして803万7,000円の減額をあわせて行うものでございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、款4の衛生費、項1の保健衛生費、目1の保健衛生総務費でございます。こちらは、住民課に係ります職員人件費でございます。人事院勧告による給与改定等に伴いまして、節2の給料及び節3職員手当等におきまして、合計で29万6,000円の増額をお願いしたと

ころでございます。

続きまして、目5の環境衛生費でございます。こちらは、浄化槽の設置整備事業補助金に関するものでございまして、本年度の申請が当初の予想を下回り、不用額が生じる見込みから、節19負担金、補助及び交付金で1,217万9,000円の減額を計上させていただいたところでございます。

次に、目6の保健センター費、節13委託料でございます。こちらにつきましては、1番の健康増進事業では受診者数が少なかったこと、2番の予防接種委託料のうち、子宮頸がん等について不用額が発生する見込みとなったこと、それから3番の健康増進計画等策定業務につきましては、低い金額で契約が締結できたことなど等によりまして、節13委託料におきまして、合わせまして1,116万9,000円の減額を行ったところでございます。

次に、21ページに移りますが、項2の清掃費、目2のクリーンセンター費でございますが、節11需用費で240万円の減額を行うものでございます。燃料単価の引き下げ等でございます。

次に、目3の塵芥処理費、節19負担金、補助及び交付金につきましては、廃棄物資源分別回収事業奨励金につきまして100万円の減額を行うものでございます。

続きまして、款5の労働費、項1の労働諸費、目1の労働諸費でございます。こちらにつきましては、大垣市など12市町で構成されております大垣労務推進協会に対しまして各市町が負担金を支出するものであり、当町におきましても、節19負担金、補助及び交付金で50万円の増額を行うものでございます。なお、こちらにつきましては全額が国庫支出金で措置されるものでございまして、このたびの国の補正予算によりますところの交付金等を活用いたし、28年度へ繰り越しをお願いし、広域でUターン、Iターン就職支援事業等を展開していこうといたすものでございます。次に、節24の投資及び出資金は500万円の減額でございます。こちらは、勤労者の融資預託金に関するものでございますが、御案内のとおり東海労働金庫に預託しておりますが、本年度において融資の予定がないことから減額の措置をさせていただくものでございます。

続きまして、款6の農林水産業費、項1の農業費、目2の農業総務費でございます。こちらは、産業課に係ります職員人件費でございますが、同じく人事院勧告による給与改定等に伴いまして、節2の給料、節3の職員手当等、それから22ページに移りますが、節4の共済費におきまして、合計で92万3,000円の増額をお願いしたところでございます。

続きまして、目3の農業振興費でございます。機構集積協力金の交付補助金につきましては、昨年の12月にも増額の補正をお願いしたところでございますが、岐阜県に申請しておりましたが、国の予算を超える申請がございまして、効果・期待の高い貸し借り事案が採択されるなど、不用額が生じる見込みとなりましたので、節19負担金、補助及び交付金で1,251万円の減額を行うところでございます。なお、この経費につきましては全額が県支出金で交付されるため、かかります減額に伴い、同額を減額させていただくものでございます。

続きまして、目7の農地費でございますが、県営土地改良事業負担金につきましては、岐阜

県へ支払います栗原地区の基盤整備事業負担金を増額いたし、さらに事業を推進することから、節19負担金、補助及び交付金におきまして1,237万5,000円の増額を行うところでございます。一方、財源内訳の地方債につきましては、地方道路等整備事業債の借入れを予定しておりますが、当初予算で限度額を8,000万円といたしておりましたが、県協議の結果、6,000万円といたしましたことから2,000万円の減額を、後ほど説明をいたしますが、第3表の地方債の補正関連の内容でございます。なお、財源内訳中の町債4,000万円減額とございますが、県営土地改良事業負担金について1億円の借入れとなりましたことから、町債の補正で2,000万円の減額のお願いもいたしておりますので、重ねて御説明を申し上げますところでございます。よろしくお願いたします。

続きまして、目8の農業構造改善費でございます。1番の高性能農業機械導入補助金につきましては、県の追加予算が見込めたため、2つの農事組合法人からこのたび申請がございました。したがって、節19負担金、補助及び交付金におきまして167万円を増額し、一方、2番にございます元気な農業産地構造改革支援事業費補助金につきましては、当初予定しておりました事業の一部が採択されなかったことなど、不用額が生じる見込みとなりましたので、節19負担金、補助及び交付金におきまして1,834万9,000円を減額いたし、合わせて1,667万9,000円の減額となった次第でございます。

続きまして、款7の商工費、項1商工費、目2の商工振興費でございます。こちらは、離山周辺工場用地排水県道横断工事につきまして、県の工事が翌年度へ見送られることとなったことから、節15の工事請負費におきまして1,050万円の減額を行わせていただきました。

続きまして、目3の観光費でございます。節13委託料で30万円の減額でございます。こちらにつきましては、中山道まちづくりワークショップ運営業務でございますが、この業務とは別に、今年度、観光資源ブラッシュアップ事業の中で同様の関連事業を展開しておりますことから、全額を減額させていただくものでございます。次に、節19の負担金、補助及び交付金でございますが、こちらは、大垣市など12市町で構成されております西美濃広域観光推進協議会に対します負担金としまして、500万円の増額を計上いたしました。なお、全額が国庫支出金で措置されるものでございます。先ほど来申し上げておりますとおり、国の補正予算によります交付金等を活用いたし、平成28年度へ繰り越しをし、国内観光プロモーション事業等を広域で実施いたす計画のものでございます。

23ページに移りますが、款8の土木費、項2の道路橋りょう費、目2の道路維持費でございます。こちらは、除雪用のグレーダー等借上げ料に関するものでございますが、去る1月20日、1月25日の降雪による除雪作業が発生したことに伴いまして借上げ料に不足が生じることとなりましたので、節14使用料及び賃借料で226万2,000円の増額を行うところでございます。

続きまして、目3の道路新設改良費でございます。こちらにつきましては、岩手24号線の道路改良事業につきまして、国庫支出金について、当初予算額400万円に対して723万円が交付されることから、財源の更正を行わせていただくものでございます。

続きまして、項4の都市計画費、目1の都市計画総務費でございます。木造の耐震診断申請件数が今年度2件しかございませんでした。したがって、節13委託料で37万2,000円の減額を行うものでございます。次に、節19の負担金、補助及び交付金でございますが、こちらは、耐震診断実施後に木造住宅の耐震補強工事を実施される方などに交付する建築物等耐震化促進事業費補助金につきまして、同様に当初の予定件数を下回ったことから244万円の減額を行うものでございます。

続きまして、目7の児童公園管理費でございます。こちらは、相川児童公園改修工事につきまして、国庫支出金の都市再生事業交付金が当初予算額を下回ることに伴う財源更正でございます。

続きまして、目8の駅周辺整備費でございます。こちらにつきましては、駅自由通路橋、屋根のシーリング打ちかえ工事につきまして、このたびのJRとの協議によりまして、次年度以降へ送ることとしたことから、節15工事請負費で397万円の減額を行わせていただくものでございます。

続きまして、項5の住宅費、目1の住宅管理費でございます。こちらは、建設課に係ります職員人件費で、職員の異動によりまして減に伴いまして、節2の給料、節3職員手当等、24ページに移りますが、節4共済費におきまして、合わせて727万9,000円の減額を行うものでございます。

続きまして、款10の教育費、項2の小学校費、目3の学校建設費でございます。こちらは、垂井小屋内運動場非構造部材耐震工事管理業務といたしまして、節13委託料で97万2,000円の増額を行うものでございます。なお、この事業は平成28年度へ繰り越しをいたすものでございます。次に、節15の工事請負費でございますが、垂井小・表佐小屋内運動場非構造部材耐震工事で5,407万3,000円の増額を行うものでございます。財源といたしましては、補助対象経費の3分の1相当が国庫支出金で交付されまして、国庫支出金で1,144万8,000円を措置いたしまして、あわせて町債で2,200万円の予定をしておるところでございます。なお、いずれの事業につきましても、国の追加募集の関係上、28年度へ繰り越しをいたし、事業を実施するものでございますので、よろしく願いいたします。

次に、項3の中学校費、目1の学校管理費、節1の報酬でございます。こちらは、中学校の英語指導助手の報酬でございますが、年度の途中から英語指導助手が派遣されなかった関係で283万7,000円の減額を行うものでございます。

次に、目3の学校建設費でございますが、こちらは、北中屋内運動場非構造部材耐震工事といたしまして、節15の工事請負費で561万6,000円の増額を行うものでございます。財源といたしましては、小学校費と同様、補助対象経費の3分の1相当が国庫支出金で、187万2,000円を措置いたし、あわせて町債において300万円を措置させていただくものでございます。この事業につきましても、小学校費と同様の理由から翌年度へ繰り越しをいたし、事業を実施するものでございます。

続きまして、項5の社会教育費、目4の文化財保護費でございます。こちらにつきましては、文化財保存修理事業に係ります補助金に関するものでございますが、入札等の結果から不用額が生じる見込みとなりましたので、節19負担金、補助及び交付金につきまして208万7,000円の減額を行うものでございます。

次に、25ページでございますが、項6の保健体育費、目3の給食センター費でございます。節11需用費は、給食センターの燃料費で155万8,000円の減額を行うものでございます。次に、節13委託料につきましては、蒸気式の回転釜取りかえ業務でございますが、見込みよりも低い金額で契約できたことから159万8,000円の減額を行わせていただきました。次に、節15の工事請負費につきましては、給食センター調理室のエアコンが実は故障いたしました。早急に対応する必要となりましたので、新たにエアコン取りかえ工事の増額をお願いした次第でございます。

続きまして、款12の公債費、項1の公債費、目1の元金でございます。こちらにつきましては、財源更正でございます。後ほど歳入でも御説明いたしますが、今年度の当初予算で減債基金繰入金といたしまして5,000万円を計上いたし、元金償還の一部に充てる予定をいたしておりましたが、今般の補正によりまして全額減額とすることから、財源更正を行うものでございます。特定財源から一般財源のほうに振りかえるものでございます。

次に、目2の利子、節23の償還金、利子及び割引料でございますが、1番でございますとおり、平成26年度の借り入れに係ります利子の確定に伴う減額524万5,000円、2番につきましては、27年度において一時借り入れをすることがなかったことによる利子分についての減額123万3,000円、3番につきましては、本年度借り入れをいたしました起債の利子分3万9,000円の追加を行い、合わせまして643万9,000円の減額補正をお願いした次第でございます。よろしくお願いをいたします。

次に、歳入について御説明をさせていただきます。

9ページをごらんいただきたいと思います。

款1町税、項1の町民税、目2の法人、節1現年課税分でございます。法人の決算時期の変更、そしてまた景気の動向などによりまして増加の見込みとなりましたので、3,000万円の増額を行ったところでございます。

次に、項2の固定資産税、目1の固定資産税、節2の滞納繰越分でございますが、さきの出納閉鎖期間中に完納されましたことから、その分の減額を行うものでございます。

款8地方特例交付金は、額確定に伴い211万6,000円の増額を行いました。

款9の地方交付税は、普通交付税の額確定に伴いまして、2億5,869万4,000円の増額を行うものでございます。

続きまして、10ページ、款12の使用料及び手数料、項1の使用料、目2の民生使用料、節1の児童福祉施設使用料でございます。こちらは、留守家庭児童教室の保育料でございますが、9月以降、教室の入室者が減少傾向にございまして、286万円の減額を行うものでございます。

続きまして、款13の国庫支出金、項1の国庫負担金、目2の民生費国庫負担金でございますが、まず節1の児童福祉費国庫負担金でございます。私立保育所の運営費負担金で74万7,000円の増額でございます。次に、節4の保険基盤安定国庫負担金につきましては1,750万4,000円の増額。次に、節9の障害者自立支援給付費国庫負担金の増額でございますが、障害福祉サービス費ほかの増額に伴いまして、149万7,000円を増額するものでございます。次に、節10は障害者医療費の国庫負担金といたしまして、3,000円を増額するものでございます。次に、節12の母子保健衛生費国庫負担金につきましては、19万7,000円を増額するものでございます。次に、節13につきましては、障害児施設給付費等国庫負担金でございますが、歳出の障害児施設給付費等の増額に伴いまして、241万5,000円の増額を行ったところでございます。

続きまして、11ページでございますが、款13の国庫支出金、項2の国庫補助金、目1の総務費国庫補助金、節1の総務費国庫補助金でございますが、1番の社会保障・税番号制度システム整備費補助金2,764万5,000円は、歳出で説明をいたしました。2番は、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金の725万円。3番につきましては、個人番号カード交付事業費補助金の474万2,000円。4番につきましては、同様交付に係ります事務費補助金の144万5,000円でございます。なお、3番と4番につきましては、地方公共団体情報システム機構に支払います事務委任交付金、あるいは事務費に要する経費の国庫補助金でございます。次に、5番の地方創生加速化交付金800万円につきましては、地方創生関連の国庫補助金でございます。西美濃創生広域連携推進協議会などに支出いたします負担金などの財源として全額が充てられるものでございます。

次に、目2の民生費国庫補助金、節3の民生費国庫補助金では、1番の臨時福祉給付金給付事業費補助金で936万円、2番にございます臨時福祉給付金給付事務費補助金で484万6,000円、こちらはいずれも本年度の事業がおおむね終了したことによる減額でございます。次に、3番の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金でございますが、7,500万円の追加。4番は、同じくかかります事務費補助金で938万7,000円の追加。こちらは先ほども申しましたが、新たな制度でございます。歳出予算の8,438万7,000円全額が国庫補助金で賄われるものでございます。次に、節4の児童福祉費国庫補助金では、1番、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金で145万8,000円、2番につきましては、同じくかかります事務費補助金で803万7,000円、こちらはいずれも本年度の事業がおおむね終了したことによる減額でございます。次に、3番は保育緊急確保事業費補助金でございますが、496万3,000円を減額いたすものでございます。次に、4番でございますが、子ども・子育て支援交付金として879万1,000円を追加するものでございます。次に、節9は、地域生活支援事業費補助金といたしまして56万2,000円を増額するものでございます。日常生活用具給付等事業に係る経費の2分の1相当分を計上させていただきました。

次に、目3の衛生費国庫補助金でございます。節1の衛生費国庫補助金406万円の減額でござ

ございます。浄化槽設置事業補助金に係ります国からの財政支援でございまして、事業費の3分の1を補助金として受け入れるものでございますが、歳出の減額補正に伴いまして、あわせて減額をいたすものでございます。

次に、12ページの目7の土木費国庫補助金でございます。節11の耐震改修等事業国庫補助金でございます。住宅・建築物耐震改修等事業費補助金といたしまして185万7,000円を見込みまして、194万円を減額させていただくものでございます。同じく節13の都市計画事業国庫補助金で712万円の減額。都市再生整備事業交付金について減額をいたすものでございます。

次、目9の教育費国庫補助金でございます。節3の学校建築国庫補助金でございますが、小学校及び中学校の体育施設整備国庫補助金につきまして、合計で1,332万円の増額を行うものでございます。垂井小、表佐小及び北中におけます非構造部材の耐震工事について補助対象経費の3分の1相当分が措置されるものでございます。

続きまして、款14の県支出金、項1の県負担金、目2の民生費県負担金でございます。節2の児童福祉費県負担金でございますが、37万4,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、私立保育所の運営負担金の増額でございまして、県につきましても、支弁額から徴収金を除いた4分の1に相当する額を県から受け入れるものでございます。次に、節6の保険基盤安定県負担金でございますが、国保税の軽減分に係ります県の財政支援でございまして、1,763万8,000円の増額をいたすものでございます。次に、節13の障害者自立支援給付費等負担金では、自立支援医療費の県負担分4分の1に不足する額197万7,000円をお願いいたしたところでございます。節15の母子保健衛生費負担金では9万8,000円、養育医療費に係ります県負担金の増額でございます。

続いて、13ページに移りますが、同じく款14県支出金、項2の県補助金、目2の民生費県補助金でございますが、節2の児童福祉費県補助金は、1番、低年齢児保育促進事業費補助金で21万4,000円の減額、2番は放課後児童健全育成事業費補助金で679万2,000円減額をいたすものでございます。3番の延長保育事業費補助金の減額でございますが、歳出の減額に伴いまして358万円の減額をあわせて行うものでございます。4番につきましては、児童福祉等対策事業補助金で、382万8,000円の増額でございます。節24地域生活支援事業費補助金では28万1,000円の増額をするものでございます。日常生活用具給付等事業に係ります増額から4分の1相当分について県補助金で措置されることから、計上をお願いした次第でございます。

次に、目3の衛生費県補助金でございますが、節1の衛生費県補助金406万円を減額するものでございます。浄化槽設置事業補助金に係ります県からの補助金でございます。事業費の3分の1を受け入れるものでございますが、歳出減額に伴いまして、あわせて減額をいたすものでございます。

次に、目5の農林水産業費県補助金、節1の農業費県補助金でございますが、1番は機構集積協力金交付事業費補助金でございます。歳出減額に伴いまして、同額の1,251万円について減額をするものでございます。2番の元気な農業産地構造改革支援事業補助金につきましては、

1番と同様、歳出減額に伴いまして1,676万9,000円を減額するものでございます。合計で2,927万9,000円の減額でございます。

次に、目6の商工費県補助金、節2の観光費県補助金は、観光施設整備事業振興補助金の交付に係ります49万円の増額でございます。本年度事業として推進してまいりました栗原地内歓迎看板設置工事につきまして、このたび岐阜県清流の国ぎふ推進補助金、いわゆる市町村振興補助金でございますが、交付されることとなりましたので、増額を行うものでございます。

次に、同じく目7の土木費県補助金でございますが、節1の土木費県補助金でございます。こちらにつきましては、建築物等耐震化促進事業費補助金について72万7,000円を減額するものでございます。促進事業費補助金といたしまして、かかります費用の県費4分の1分でございますが、72万7,000円の減額としておるところでございます。

続きまして、14ページに入りますが、款17繰入金、項2の基金繰入金、目1の財政調整基金繰入金、節1の財政調整基金繰入金でございます。本年度当初予算におきまして、歳出に対応するため財政調整基金からの繰入金を予定しておりましたが、今般の補正予算につきまして各種の精査をいたしました結果、かかる財源で充当可能と見込まれることから、現計予算の全額について2億2,871万3,000円の減額を行わせていただくものでございます。

次に、目2の減債基金繰入金でございます。節1の減債基金繰入金につきましても、同様に歳出の公債費の元金償還分の一部について基金を充てる予定をしておりましたが、繰り入れ不要と見込まれることから、全額の5,000万円について減額を行わせていただきました。

次に、款18の繰越金でございますが、収支の均衡等を図るため、2,112万6,000円の増額補正をお願いしたところでございます。

次に、款20の町債、項1の町債、目5の農林水産業債、節1の土地改良事業債につきましては、国営かんがい排水事業に係ります町債の減額でございます。

次に、同じく目7の土木債でございますが、町道路整備事業に係ります町債の減額でございます。当初は限度額8,000万円を予定しておりましたが、6,000万円の借り入れとしましたことから、2,000万円の減額を行うものでございます。

先ほどかんがい排水のところでお申しおくれました。当初予算では1億2,000万円を予定しておりましたが、1億円の借り入れといたしましたことから、町債において2,000万円の減額をしてございます。申しわけございませんでした。

次に、同じく目9の教育債、節1の小学校債は、垂井・表佐小学校に係ります屋内運動場非構造部材耐震事業に係ります町債で、2,200万円の増額を行わせていただくものでございます。次に、節2の中学校債は、北中学校の同事業に係ります町債でございますが、300万円の増額を行うものでございます。

以上、町債につきましては、後ほど説明いたします町債の補正と関連しておりますので、よろしく願いをいたします。

表紙に戻っていただきまして、第2条の繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第

1 項の規定によりまして、翌年度に繰り越しをして使用することができる経費につきましては、第 2 表、繰越明許費によるものでございます。

5 ページをごらんいただきたいと思います。

先ほど来、歳出でもそれぞれの国の補正予算関連でといった補足をさせていただいておりますが、改めて28年度へ繰り越しをいたす各事業について、ここでお願いをいたすものでございます。

まず初めに、款 2 の総務費、項 1 の総務管理費、総額で4,750万円の事業を繰越明許させていただくものでございます。1 つには、情報セキュリティ強化対策事業の4,500万円について、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業につきましては、西美濃創生広域連携推進協議会負担金に関するものとしたしまして250万円をお願いしてございます。

次に、款 3 の民生費、項 1 の社会福祉費の関連でございます。年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業に係ります経費でございます。合わせて8,438万7,000円について、経済の下支えに対応すべくお願いをいたすところでございます。

次に、款 5 の労働費、項 1 の労働諸費につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業に係ります大垣労務推進協会助成金で50万円。

次に、款 6 の農林水産業費、項 1 の農業費、経営体育成基盤整備事業関連でございますが、T P P 関連の財源措置ほかで、工事の進捗状況に基づきまして2,692万9,000円をお願いしておりますところでございます。

次に、款 7 商工費、項 1 商工費につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業に係ります西美濃広域観光推進協議会負担金に関するものでございまして、500万円をお願いするものでございます。

次に、款 8 の土木費、項 4 の都市計画費3,296万6,000円につきましては、相川児童公園改修事業に関するものでございまして、27年度事業として計画をしておりましたが、県の施行同意に時間を要したことなど、一部について翌年度へ繰越明許として計上をさせていただくものでございます。

次に、款10教育費、項 2 の小学校費は、先ほど来申し上げておりますとおり、垂井・表佐小学校に係ります屋内運動場非構造部材耐震事業の5,504万5,000円について、同じく項 3 の中学校費につきましては、同様に北中学校に係ります耐震事業の561万6,000円についてお願いをいたすものでございます。

次に、款11災害復旧費、項 2 の公共土木施設災害復旧費につきましては、大滝橋ほか2カ所にかかります災害復旧事業につきましては、下流の県発注工事の進捗状況との兼ね合いから年度内の完成が難しく、771万8,000円を翌年度へ繰り越しをお願いいたすものでございます。

表紙に戻っていただきまして、第 3 条の地方債の補正でございますが、地方債の変更につきましては、第 3 表、地方債補正によるところでございます。

何度も申しわけございませんが、6 ページをお開き願いたいと思います。

まず初めに、上段の追加についてでございますが、今回、補正に計上いたしました1番の小学校屋内運動場非構造部材耐震事業に係ります財源の一部といたしまして町債を計画するものでございます。限度額といたしまして2,200万円の追加をお願いいたしております。

次に、2番の中学校屋内運動場非構造部材耐震事業につきましても、財源の一部に町債を充てる必要性があることから、同じく300万円を追加するものでございます。

なお、1番、2番の起債の方法、利率、償還の方法は、いずれも記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

次に、下段でございますが、変更でございます。1番の国営かんがい排水事業につきましても、限度額を1億2,000万円としておりましたが、1億円の借り入れを行う見込みのため、限度額について2,000万円の減額を行うものでございます。

また、2番につきましても、今年度の当初予定で進めておりました栗原地区の地方道路整備事業につきましても、限度額を8,000万円としておりましたが、今年度の執行状況から6,000万円の借り入れとしたことによりまして、2,000万円の減額変更をお願いするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも補正前と同様、変更はございません。

続きまして、26ページ、27ページには、今回の補正に係ります給与費明細書、また28ページには地方債の現在高の見込み等に関する調書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長することにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間はあらかじめ延長することに決定しました。これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 聞き逃したんだと思うんですが、お尋ねします。

24ページの文化財保存修理費で減額208万7,000円というのは、何の文化財だったか。説明されていたら、私が聞き逃したとして、再度お願いしたいと思うんです。

それと、財政調整基金繰入金が2億2,800万円、非常に大きい繰入金ですが、どのように解釈したらいいのか、これも御説明をお願いします。

○議長（丹羽豊次君） 生涯学習課長 多和田敦君。

〔生涯学習課長 多和田敦君登壇〕

○生涯学習課長（多和田 敦君） ただいま富田議員からの御質問の文化財保護費の208万7,000円の減額でございますが、南宮大社下向橋修理事業及び真禅院の今年度から始まりました本地堂の修理整備事業の入札が行われまして、その減額、入札金が下がったということで、その分の町負担分が減額になったということで、今回減額させていただくというものでございます。よろしくお願いたします。以上です。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 富田議員の2点目の件でございますが、このたびの補正予算で歳入でも説明いたしました、普通交付税の関係でも大幅な増額が見込まれました。したがって、今回の補正に係ります歳出のほうでも入札の差金等々について減額をお願いしたところでございます。したがって、かかります財源に本来当初で財政調整基金等の繰り入れを予定しておったわけでございますが、その必要の見込みがなくなったということから、減額の措置を講じたところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑ありますか。

〔挙手する者あり〕

5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 11番議員にあわせての質問でございますが、総務課長が今、交付税の関係で2億5,869万4,000円の増があったということであります。本来、1ページの予算補正の表を見せていただいて、補正額を見ますと、総額的には1億2,011万8,000円なんですけれども、トータル的に見ますと、地方交付税が2億5,800万円の増、逆に基金繰入金金が2億7,800万円の減という格好で、いわゆる最終的に年度末でここで精査をされたということなんです、普通交付税の算定の時期はこの時期じゃないんです。6月ぐらいだと思うんですけども、この段階で交付税の金額がもうわかっているはずですので、本来で言えば、総計主義の中でその時点で補正すべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（丹羽豊次君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 山田議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに地方交付税の算定につきましては、6月、7月に行っておりまして、その時点で示される額といいますのは概算の額でございます、正式に確定の通知が参りますのが1月、2月の時期でございます、その決定を待って、増額の補正をさせていただいたところでございますので、よろしくお願をいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（丹羽豊次君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） そうしますと、普通交付税の垂井町へ交付されたのは、一括でこの金額が納付されたわけでしょうか。違うと思うんですけども。

それと、最終的に当初予算は議会で議決したわけでございます。そこで、いろいろと今回見てもみますと、繰入金もさることながら、いろんな科目の中で交付税がふえたということで、最終的な精査がされたというようにとれやしないかなということなんですが、そこらあたり、やはりしっかりとした、いわゆる補正は補正ということで、その時点でやるべきことだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（丹羽豊次君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 山田議員の再質問にお答えさせていただきます。

確かに地方交付税につきましては、3期ほどに分けて納入されてくるわけでございます。最終的にはまだ全ての額で納入しておるわけではございませんが、いずれにしましても、地方交付税といいますのは一つの大きな財源でございますので、そのあたりの精査につきましては、今後一層正確な数字でもって計上してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第37号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第5号）については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。再開は4時50分といたします。

午後4時33分 休憩

午後4時50分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

日程第11 議第38号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（丹羽豊次君） 日程第11、議第38号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算

(第3号)を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

[町長 中川満也君登壇]

○町長(中川満也君) 議第38号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ3,950万円を追加し、予算総額を35億6,879万7,000円とするものであります。

補正いたしますものは、保険給付費の療養諸費におきまして、一般被保険者の療養給付費負担金及び療養費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

財源につきましては、国庫支出金及び繰入金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(丹羽豊次君) 住民課長 竹中敏明君。

[住民課長 竹中敏明君登壇]

○住民課長(竹中敏明君) ただいま上程されました議第38号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,950万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億6,879万7,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページの歳出から説明をさせていただきます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、節19負担金、補助及び交付金でございますが、3,800万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、一般被保険者に係る医科、歯科、調剤などの保険者負担の費用でございますが、3月診療分から11月診療分の9カ月の実績を踏まえまして、今年度の見込み額を17億6,300万円とし、既決額の17億2,500万円に対し3,800万円の増額を見込んだものでございます。

次に、目3一般被保険者療養費、節19負担金、補助及び交付金でございますが、150万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、柔道整復、あんま、マッサージなどの保険者負担の費用でございますが、4月支給分から1月支給分の10カ月の実績を踏まえまして、今年度の見込み額を2,450万円とし、既決額の2,300万円に対し150万円の増額を見込んだものでございます。

ここ数年、微増、また横ばいといった状況にありました療養給付費や療養費でございますが、今年度におきましては、いずれも予算額を超える医療費の増加が見込まれるため、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、ページを戻っていただき、5ページをお願いいたします。

初めに、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目2療養給付費等負担金、節1療養給付費等負

担金でございますが、1,046万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、国保の制度改正によりまして、低所得者に係る国民健康保険税の軽減の拡充が行われ、これに伴います国庫負担金の減額分を見込んだものでございます。

次に、款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、4,996万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、先ほどの議第37号、一般会計補正予算におきまして、民生費の社会福祉費で法令で定める法定繰出金として国民健康保険特別会計繰出金の増額補正をお願いしたものでございますが、ここで繰り入れるものでございます。内訳といたしまして、節1の保険基盤安定繰入金で4,685万5,000円でございますが、保険税の軽減分を補填するための制度でございまして、保険者への支援分といたしまして、国及び県からの負担金を一般会計で受け入れて、それに垂井町の負担分を合わせまして、一般会計から国保特別会計に繰り入れるといったものでございます。今年度も低所得者に係る保険税の軽減の拡充が行われ、今回、国・県の保険基盤安定負担金の交付決定を受けまして、予算に不足する額をお願いするものでございます。次に、節3の出産育児一時金等繰入金490万円の減額でございますが、これは出産育児一時金に係る費用の3分の2を町負担分として繰り入れるものでございます。今年度の実績を見込んで減額をするものでございます。次に、節4の財政安定化支援事業繰入金801万3,000円でございますが、県からの繰り入れ基準額の決定を受けまして、予算に不足する額をお願いするものでございます。これは、保険者の財政安定化のために地方財政措置が講じられるといったものでございます。

これらの歳入合計3,950万円により、歳出合計3,950万円との収支の均衡を図ったものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第38号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第39号 平成27年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（丹羽豊次君） 日程第12、議第39号 平成27年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第39号 平成27年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ996万9,000円を追加し、予算総額を6,618万1,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費の総務管理費におきまして、簡易水道基金に係ります積立金の増額措置をいたしますとともに、予備費につきまして増額措置をいたしました。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

○上下水道課長（高木一幸君） ただいま上程されました議第39号 平成27年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、平成27年度におきまして剰余金が生じますので、基金に積み立てをお願いするものでございます。

表紙でございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ996万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,618万1,000円とするものでございます。

では、歳出から説明させていただきます。

6ページでございます。

款1総務費、項1総務管理費、目2財産管理費でございます。節22の積立金、既決額2万円に750万円の増額をいたしまして、簡易水道設備基金積立金を752万円とするものでございます。

次に、款4予備費、項1予備費、目1予備費、節29予備費でございますが、歳入歳出の均衡を図るために既決額に246万9,000円の増額をお願いし、850万1,000円とするものでございます。

次に、歳入で、5ページでございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、前年度繰越金ですが、既決額450万円に996万9,000

円を増額いたしまして、1,446万9,000円とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第39号 平成27年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第40号 平成27年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（丹羽豊次君） 日程第13、議第40号 平成27年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第40号 平成27年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ4,386万円を減額し、予算総額を11億4,814万円とするものであります。

補正いたしますものは、公共下水道費におきまして、下水道整備工事に係ります工事請負費、浄化センター光熱水費に係ります需用費、浄化センター汚泥処分・運搬業務に係ります委託料につきまして減額措置をいたしますとともに、予備費の増額措置をいたしました。

財源につきましては、諸収入の増額措置及び町債の減額措置を行いました。

また、地方債の補正につきましては、限度額の変更をお願いするものであります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜

りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

○上下水道課長（高木一幸君） それでは、ただいま上程されました議第40号 平成27年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、歳出では、主に下水道整備工事費の確定によりまして減額を行い、財源につきましても、主に起債対象事業費の確定による地方債の減額をお願いするものでございます。

それでは、表紙でございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ4,386万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,814万円とするものです。

では、歳出から説明をさせていただきます。

7ページでございます。

款1公共下水道費、項1公共下水道費、目1下水道建設費でございます。節15の工事請負費で下水道整備工事費の確定により4,000万円を減額するもので、入札差金等により減額をさせていただくものでございます。

次に、目3浄化センター費、節11需用費の光熱水費につきまして、既決額2,052万円に対し、1,852万円と見込みまして、200万円の減額をお願いするもので、電気料金の値下げなどによるものでございます。また、節13委託料で、委託料のうち浄化センターでの汚泥処分・運搬業務につきまして、既決額4,235万4,000円に対し、3,835万4,000円と見込みまして、400万円の減額をお願いするものでございます。

次に、款4予備費、項1予備費、目1予備費、節29予備費でございますが、歳入歳出の均衡を図るため、既決額に214万円の増額をお願いし、259万8,000円とするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、6ページをごらんください。

款8諸収入、項2雑入、目1雑入でございます。節1の雑入で、消費税還付金の確定によりまして844万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款9町債、項1町債、目1下水道債でございます。節1の下水道事業債を、起債対象事業費であります工事請負費、委託料の確定によりまして5,230万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、表紙にお戻り願いたいと思います。

第2条で地方債について定めておりますが、地方債の補正といたしまして、3ページをごらんください。

第2表で地方債の限度額を当初3億2,230万円とさせていただいておりましたが、事業の確定によりまして、限度額を2億7,000万円に変更させていただくものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は従前と変わっておりません。

なお、8ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付させていただいておりますので、お目通しを願います。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第40号 平成27年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議第41号 平成27年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（丹羽豊次君） 日程第14、議第41号 平成27年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第41号 平成27年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ3,431万3,000円を減額し、予算総額を21億4,598万7,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして、介護保険制度改正等システム改修業務に係ります委託料の減額措置をいたしました。

保険給付費では、介護予防サービス等諸費におきまして、地域密着型介護サービス給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の減額、居宅介護サービス計画給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額につきまして、それぞれ措置をいたしたところであります。

介護予防サービス等諸費におきましては、介護予防サービス給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の減額、高額介護サービス等費におきましては、高額介護サービス費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額、高額医療合算介護サービス等費におきましては、高額医療合算介護サービス費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の減額につきまして、それぞれ措置を行いました。

また、予備費の増額措置をいたすとともに、諸支出金におきましては、調整交付金など、国庫負担金等過年度分精算返還金に係ります償還金、利子及び割引料の減額措置をいたしました。

財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金につきまして、減額措置を行ったところであります。

細部につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいま上程されました議第41号 平成27年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

今回の補正でございますが、保険給付費等におきまして、12月までの実績と今後の見込みを踏まえまして、増額、または減額をお願いするものでございます。

初めに、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から3,431万3,000円の減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億4,598万7,000円とするものでございます。

それでは、細部につきまして、歳出から御説明をさせていただきます。

7ページをごらん願います。

初めに、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料の介護保険制度改正等システム改修業務委託料ですが、業務を発注いたしまして、契約額が確定いたしましたので、差金相当分300万円の減額をお願いするものでございます。

次に、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目2地域密着型介護サービス給付費、節19の負担金、補助及び交付金の地域密着型介護サービス給付費負担金ですが、町内の事業所におきまして、今年度開設を予定しておりました認知症対応型グループホームですが、当該施設は今年度の開院の見込みがないということから、相当分の4,000万円の減額をお願いするものでございます。

次に、目6居宅介護サービス計画給付費、節19の負担金、補助及び交付金の居宅介護サービス計画給付費負担金ですが、介護支援員が策定いたしますケアプランの作成に係ります給付費について、12月までの実績を踏まえまして、不足が生じてまいりましたので、300万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款2保険給付費の項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費、節19の負担金、補助及び交付金の介護予防サービス給付費負担金ですが、こちらは要支援の方が住

みなれた地域で自立した生活を続けていけるよう、居宅を訪問してもらう訪問系サービスと、施設に通う通所系サービスに係る給付費につきまして、12月までの実績を踏まえまして、不用額が生じる見込みとなりましたので、600万円の減額をお願いするものでございます。

次に、款2 保険給付費、項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費、節19の負担金、補助及び交付金の高額介護サービス費負担金ですが、こちらは、同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が高額になった場合、上限額を超えた分を支給する負担金で、12月までの実績を踏まえまして、不足が生じてまいりましたので、300万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款2 保険給付費、項6 高額医療合算介護サービス等費、目1 高額医療合算介護サービス費、節19の負担金、補助及び交付金の高額医療合算介護サービス費負担金ですが、1年間の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が著しく高額になる場合、負担を軽減する負担金について、12月までの実績を踏まえまして、不用額が生じる見込みとなりましたので、120万円の減額をお願いするものでございます。

次に、款6 予備費、項1 予備費、目1 予備費、節29の予備費ですが、1,868万7,000円の増額をお願いするものです。こちらで今回の収支の均衡を図った次第でございます。

次に、款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目2 償還金、節23の償還金、利子及び割引料の国庫負担金・県負担金等精算返還金ですが、平成26年度分の介護給付費負担金や地域支援事業交付金の額が決定いたしましたので、国・県の負担金や交付金の精算を行い、それぞれ返還するものでございますが、当初の見込みに対し精算金が少なかったため、880万円の減額をお願いするものでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございますが、5ページをごらん願います。

初めに、款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金ですが、こちらは介護給付費国庫負担金で、国の負担割合といたしまして、居宅介護給付費の20%、施設給付費の15%相当分で、本年度の見込み額を3億6,076万円といたしまして、今回824万円の減額をお願いするものでございます。

次に、款4 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 調整交付金ですが、こちらは介護給付費調整交付金で、市町の保険料基準額の格差調整をするために交付されるもので、介護給付費総額の3%相当分で、今年度の見込み額を6,117万2,000円といたしまして、今回123万6,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、目2 介護保険国庫補助金ですが、こちらは介護保険事業費補助金で、介護保険制度改正等システム改修業務に係る補助金でございまして、システム改修業務に係る国の補助額が基準額の500万円の2分の1に確定いたしましたので、今回249万9,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金ですが、こちらは、

介護給付費交付金として第2被保険者の保険料に当たる部分で、社会保険診療報酬支払基金から交付される介護給付費総額の28%相当分で、今年度の見込み額を5億7,093万4,000円といたしまして、今回1,153万6,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金ですが、こちらは介護給付費県負担金で、県の負担割合といたしまして、居宅介護給付費の12.5%、施設給付費の17.5%相当分で、今年度の見込み額を3億193万1,000円といたしまして、今回515万円の減額をお願いするものでございます。

次に、款9繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金ですが、こちらは介護給付費繰入金で、介護給付費の12.5%を町が負担するもので、一般会計から繰り入れるものでございます。今年度の見込み額を2億5,488万1,000円といたしまして、今回515万円の減額をお願いするものでございます。

次に、目2事務費等繰入金ですが、こちらは事務費等繰入金でございますが、人件費の財源として一般会計から繰り入れるものでございますが、今年度の見込み額を3,392万円といたしまして、今回550万円の減額をお願いするものでございます。

歳入歳出予算におきまして、それぞれ3,431万3,000円の減額をお願いするものでございます。

以上、議第41号 平成27年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第41号 平成27年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第42号 平成27年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（丹羽豊次君） 日程第15、議第42号 平成27年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第42号 平成27年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、予算総額の変更はなく、歳入予算内のみにおきまして補正をするものであります。

補正いたしますものは、事務費繰入金の増額をいたしますとともに、繰越金の減額措置を行いました。

細部につきましては、住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 議第42号 平成27年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、今回の補正でございます。予算総額の変更はなく、歳入予算のみにおきまして補正をお願いするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金、節1事務費繰入金668万8,000円でございますが、後期高齢者医療特別会計の人件費や事務費に係る町の持ち出し分の財源として、一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金668万8,000円の減額でございますが、これは、26年度の決算によります歳入歳出差引残高が301万697円でございます。27年度の繰越金の予算額969万8,000円に対し、財源に不足を生じた金額につきまして予算措置をさせていただくものでございます。不足した財源は、事務費繰入金で補填をさせていただくものでございます。

この後期高齢者医療特別会計の予算執行につきましては、広域連合の事業運営の経費として、町負担分の事務費、また保険事業費の財源を一般会計から繰り入れ、また保険料や保険基盤安定繰入金とともに、後期高齢者医療広域連合納付金として支出をしております。これ以外の人件費などの経費につきましては、町の持ち出しとなり、一般会計からの繰り入れによる財源としているものでございます。この町の持ち出し分に係る繰入金の精算につきましては、予算編成時の繰入金の予算額において相殺するといった過去からの経緯経過でありました。これにより、平成26年度の決算を見誤り、平成27年度予算の繰越金に財源不足が生じたもので、本来必要とする一般会計からの繰入金についてお願いをするものでございます。今後は適正な予算編

成、また予算の執行に努めてまいりたいと思っております。よろしく御理解を賜りますようお願いをいたします。

以上、補足説明とさせていただきますので、よろしく御審議の上、御理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第42号 平成27年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後5時27分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 富 田 栄 次

会議録署名議員 栗 田 利 朗